

令和6年12月12日（木）

於・水産庁 漁政部第2会議室（Web会議併催）

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、  
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会  
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

## 第1回 合同会議

### 議事速記録

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、  
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会  
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会  
第1回合同会議

日時：令和6年12月12日（木）

13：30～15：59

場所：水産庁 漁政部第2会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

- （1）議長の互選等について
- （2）クロマグロ遊漁の現状と課題について
- （3）その他

4. 閉 会

午後 1 時 3 0 分 開会

○鉢嶺課長補佐 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会の合同会議を開催いたします。

合同会議の議長が選任されるまでの間、私、鉢嶺が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の合同会議の開催に当たり、水産庁資源管理部長の魚谷から一言御挨拶申し上げます。

○魚谷部長 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました水産庁資源管理部長の魚谷でございます。太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会の合同会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

国際的に厳しい資源管理が求められているクロマグロでございますけれども、漁業者だけでなく遊漁者についても、広域漁業調整委員会指示によりまして、採捕の制限等を実施しているところでございます。

また、令和 6 年 3 月に策定、公表しました、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、このクロマグロ遊漁につきましては、管理の高度化を推進し、運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的な T A C による数量管理への移行を推進するということとしております。

こうしたことを踏まえまして、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査、審議をするために、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広域漁業調整委員会の下にくろまぐろ遊漁専門部会が設置をされ、本日、第 1 回目の合同会議を開催し、今後のクロマグロ遊漁の管理の在り方等について検討が開始されることとなりました。引き続き、クロマグロ資源を利用する者が一丸となって資源管理に取り組むことが重要であると、このように考えております。

本日は忌憚のない御意見を頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鉢嶺課長補佐 本日は、委員 8 名全員の御出席を賜っております。委員名簿の順に沿って紹介させていただきます。

高田委員です。

中島委員です。

田中委員です。

○田中委員 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 岡委員です。

柏瀬委員です。

○柏瀬委員 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 菅原委員です。

○菅原委員 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 桜井委員です。

○桜井委員 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 森委員です。

○森委員 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 水産庁からの出席者も紹介いたします。

資源管理部長の魚谷です。

○魚谷部長 よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 管理調整課長の水川です。

○水川課長 よろしくお願ひいたします。

○鉢嶺課長補佐 沿岸・遊漁室長の城崎です。

○城崎室長 城崎です。よろしくお願ひします。

○鉢嶺課長補佐 ウェブ出席の委員におかれましては、発言時以外はマイクはミュートにしてください。また、御発言される際は挙手により、事務局又は議長から合図した後に発言のほど、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、議題1、議長の互選について、入らせていただきたいと思います。

まず、資料1の合同会議の事務規程案で問題なければ、議長、副議長の選出に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鉢嶺課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事務規程第4条により、議長及び副議長は委員が互選することとなっておりますが、どなたに議長及び副議長をしていただくかについて御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 議長には田中委員、副議長は柏瀬委員が適任かと思います。

○鉢嶺課長補佐 ありがとうございます。

ただいま菅原委員より、田中委員を議長に、柏瀬委員を副議長に推薦するという御提案がありました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、田中委員に議長に御就任いただき、これからの議事は田中議長に引き継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中議長 田中でございます。本合同会議の議長をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

御承知のとおり、クロマグロは特に厳しい資源管理を国全体で行っているところですが、近年、遊漁によるクロマグロの採捕も盛んになっており、様々な課題も指摘されております。クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくに当たり、その管理手法について、本合同会議を開催し、議論を深めてまいりたいと思っておりますのでございます。

今のところ、合同会議は2月までを目途に、本日を含め3回開催することを予定しております。議論すべき事項は多岐に及んでおりますが、限られた時間の中で円滑な議事進行に御協力、よろしくお願いいたします。

それではまず、事務規程第7条により、合同会議の議事録の署名人を選出する必要がございます。これについては、議長が2名以上を指名するということになっておりますが、本日の会議の議事録署名人は、中島委員、桜井委員のお二方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中島委員 よろしく申し上げます。

○桜井委員 よろしく申し上げます。

○田中議長 よろしく申し上げます。

それでは、議題の2、クロマグロ遊漁の現状と課題についてに入ります。

まず、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○城崎室長 沿岸・遊漁室長の城崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております資料の2、横置きで御説明をしたいと思い

ます。

まず、1 ページ開けていただきますと、1 ページ、2 ページには今の広域漁業調整委員会の概要について書いてございます。

皆さんも御案内のとおりでありますけれども、1 ページの上の方に赤字で書いてあります。令和3年の6月以降、広域漁業調整委員会指示により、小型魚については採捕の禁止、また、大型魚につきましては、期間別に定めた上限を超えるおそれがある場合には大型魚の採捕も禁止とするという措置でございまして、そのほかに1人1日1尾のバッグリミットですとか、大型魚を採捕した場合には陸揚げ後3日以内に水産庁に報告すると、このような規定になっております。

そして、下に表がございましてけれども、現在4年目であります、年間の上限の数量というのは40トンというのが留保枠の中から設定をされていて、11月末の時点で35.3トンの積み上げになっていると、このような状況でございまして。

そして、2 ページ目をご説明したことです。3 ページ目をおめくりください。3 ページはクロマグロ遊漁の採捕に関する状況について書いてございます。

まず、上の四角、枠で囲ったところ、三つ丸印書いてございますけれども、全体的に採捕数量積み上げで早くなっているというのがございます。そのために、本年の4月から9月につきましては1週間以内で採捕は禁止になっておりまして、この採捕数量の急激な積み上がりに対して報告とのタイムラグがありますので、採捕禁止の発出のタイミングが遅れて、結果的に期間別上限を超過したケースがございまして。

下に表がございまして。左側の上が令和5年、下が令和6年でありますけれども、例えば一番左、4月、5月を御覧いただきますと、令和5年は5トンの数量のところ4.4トン積み上がったということで、これに要した時間が27日間と書いてございます。一方で、下、令和6年を見ますと、同じ5トンの数量のところ8.2トン、3.2トン超過した状況になっておりますが、これが5日間で積み上がったと。この非常に早いペースだということは見て取れます。

また、赤で囲っているところは主な採捕海域でありますけれども、令和5年はJ8。これは、右の海図・チャートがございまして。チャートの上の左側でありますけれども、J8といいますのは能登半島から佐渡島、この辺りのことをJ8と規定しておりますけれども、この辺りに採捕海域があったのに比べまして、令和6年は、この右側であります、J6から7、8ということで、J6は長崎・福岡の方、J7は能登半島から西側、そしてJ8、

佐渡島付近と、このように広範囲化しているというのもクロマグロの回遊の状況の結果であらうというふうに思っております。

このような積み上がりの加速化の背景としましては、資源の回復のほかに、こういうふうに採捕海域が拡大したことによる遊漁者数の増加ということもあるんじゃないかと思っております。

次は4ページをおめくりください。

4ページは、クロマグロ遊漁の管理方法については様々な意見が寄せられております。これは、これまでの広域漁業調整委員会の議論ですとか、この夏秋に開催をしましたブロック会議、また、先日の水産政策審議会くろまぐろ部会等の意見というのを主に載せております。

まず一つ目、採捕上限の管理等につきましては、①に書いてありますように、やはりタイムラグがないように採捕数量は把握すべきであるということで、このタイムラグによって上限数量を超過した場合には年度の後半の方にしわ寄せが来ますし、その結果、②、④に書いてあるように、遊漁機会が確保できないとか遊漁船業が営業できないと、このような状況にもなっているというところがございます。それに対して、③にあるようなバグリミットについて、1人1日1尾を見直してもいいのではないかと、そういう御意見であったりとか、4にあるように、採捕禁止期間後のキャッチ・アンド・リリースを認めることで解決できるんじゃないかと、このような意見もございます。

二つ目、採捕報告・取締りについてでございます。

これについては、①に書いてありますように虚偽の報告が多いのではないかとという話もございまして、②にあるように、漁業の場合は市場に水揚げをして、管理は、計量してTAC報告するという仕組みになっておりますけれども、遊漁については採捕をしても報告していない者が多いのではないかとという御意見もございました。

また、③と④につきましては委員会指示についての話でありますけれども、委員会指示を守らない者がいるのであれば厳しく取り締まるべきであるという意見であったり、委員会指示の期間内に裏付け命令を含めて2回の違反をしないと罰則が適用されないで、直罰にすべきではないかと、このような御意見もございます。

3番は管理でございます。管理につきましては、クロマグロ遊漁の全体像が把握できていない、また、全国組織も存在していないなど、現状では漁業と同様のレベルでの数量管理はできないのではないかと、こういう意見もございました。また、遊漁船だけではなく

てプレジャーボートの管理も必要ではないかという御意見もございます。

5 ページ、おめくりください。

これは、上にローマ数字で、令和7年度の委員会指示等の検討についてということで、来年の4月から始まります次のシーズンについての議論すべき点でございます。

一つ目は採捕上限の遵守等についてということで、枠の中に三つほどチェックがございますけれども、陸揚げ後3日以内に採捕報告する現状のシステム・ルールの下では、報告にタイムラグが生じて採捕禁止が遅れ、結果的に採捕上限を超過する可能性があるということでございます。

しかしながら、二つ目のチェックでございますが、予防的に時間的に余裕を持って採捕禁止をするという方法もありますけれども、早過ぎる禁止というのは採捕期間を必要以上に制限することにもなりかねないわけございまして、いずれにせよ、採捕禁止をタイムリーに行うことが必要だろうという整理でございます。

そして、その対応策としまして、下に黄色い矢印で向かいますけれども、現在の3日の期限というものを短縮してはどうかという一つのアイデアでございます。

参考まで申し上げますと、現在のところ、採捕報告というのは陸揚げから1日以内になされているものが約7割あるということも考慮しておいてよろしいかというふうに考えております。

次、6 ページをおめくりください。6 ページは公平な採捕機会の確保等についてでございます。

上の青の枠の中には、限られた総配分の中で公平に採捕の機会を確保して、かつ、遊漁船業者に対して営業支障が出ないような、そういう声がございまして、それに対する対応策として、これは次の7ページにもわたりますけれども、三つほど考え方を示してございます。

一つ目は、①としまして採捕上限の設定時期等の見直しでございます。

二つ目の丸印に書いてありますとおり、現在は採捕上限は時期別に設定をしております。今年は、令和6年度は4月、5月を抱き合わせに、6月、7月は単独月に、8月と9月は抱き合わせ、10月～12月の三ヶ月間を抱き合わせ、そして1月単独で、2月と3月、このようには設定をしておりますけれども、②にありますように、複数月での単位、特に今年の8月と9月につきましては、8月の早々に採捕禁止になったことから、9月の末日まで、50日間を超えるという長い期間になっておりまして、これによって釣りができない者が多

く出たという状況にもなっていたり、地域によってはクロマグロが回遊してくる時期には既に採捕禁止になっているという、そういう事態にもなっております。

それに対して、灰色の矢印で下に向かいますけれども、この現在の時期区分のやり方を見直して、採捕できる期間の分散化を図ってはどうかと考えております。

また、海域別の上限を導入することについてはどうかということで、例えば太平洋と日本海側で配分を分けるとか、そういうことも選択肢としてはあるように考えておりますけれども、どのように配分調整をするのか、合意形成にはなかなか難しい課題もあるかなと考えております。

続きまして、7ページでございます。

7ページの二つ目、②としましてはバックリミットの話でございます。

現在は、大型魚の保持は1人1日1尾までとなっております。

下に灰色の矢印で向かいますけれども、全体の採捕期間が限られる中で、例えば1人1日、年、期間、月、週と、その間で1尾とするなど、現状よりも1人当たりの保持数を厳しく制限すれば、より多くの者が採捕の機会を得られるようになるわけでありましてけれども、一方で、クロマグロを多く獲りたいという人がいるために、1人当たりの保持数をどの程度まで厳しくできるのかと、厳しく制限できるのかという問題も出てこようと思っております。そのように厳しくすれば、四つ目の丸印にあるように、未報告が増えるのではないかと。未報告が増えますと、不特定多数の者がやるクロマグロ遊漁については規制がなかなか難しくなると、そのような問題もあると思っております。

三つ目、③が採捕禁止後のキャッチ・アンド・リリースでございます。

キャッチ・アンド・リリースにつきましては、ここに三つほど丸印で書いてございますけれども、もう少し細かい資料を次に8ページに書いておりますので、8ページをおめくりください。

8ページについては、まずキャッチ・アンド・リリースにつきまして、上の二つの丸印は現状でございます。

一つ目の丸印は、現在の広調委指示では大型魚は1人1日1尾まで保持が認められておりますけれども、クロマグロ遊漁者の中には、釣れた場合は持ち帰りたいという者だけではなくて、キャッチ・アンド・リリースをして、クロマグロとの引きの強さの対峙を楽しむことを旨とする遊漁者も存在するという事実でございます。

二つ目の丸印は、採捕禁止期間中はクロマグロの大型魚は採捕してはならないとしてお

りまして、この採捕禁止にはキャッチ・アンド・リリースも含まれるということで、これにつきましては水産庁からも、この前の広調委の場等々で御説明をしてきたところでございます。

そういうことに対しまして肯定的な意見と否定的な意見が双方ございますので、併記をしておりますけれども、まず肯定的な意見としましては、遊漁ができる期間が極めて短くなっているけれども、採捕禁止期間中のキャッチ・アンド・リリースを認めれば、より多くの釣り人がより長く釣りを楽しむ機会が得られるし、遊漁船業の経営にも好影響を与えると、また地域経済にも貢献すると、このような意見とともに、おおむね死亡させずにリリースができるので、資源には悪影響を及ぼさないという御意見でございます。

一方で、否定的な意見としますと、日本におけるキャッチ・アンド・リリースの実態調査というものがなくて、釣り人の経験・技量、あるいはキャッチ・アンド・リリースの実施者数等々不明であって、また死亡率もよく分からないと。二つ目のポツとしますと、キャッチ・アンド・リリースを隠れ蓑にして、漁獲報告を行わずに持ち帰る者が出てくるのではないかと。その際、取締りの問題も指摘をされております。また、最後の行でありますけれども、漁業者は採捕停止命令が出たら採捕はできずに、漁場を移動するなどクロマグロが掛からないような最大限の取組をしている一方で、遊漁だけ認められるというのは問題であって不公平であると、このような意見もございます。

続きまして、9ページをおめくりください。9ページは採捕の報告についてでございます。

まず、(1)としますと、虚偽報告に対する対策でございます。

虚偽報告に対する対策としましては、三つほど書いてございますが、一つ目のチェックとしますと、二重認証システムを導入してはどうかということで、これに併せて本人確認ができる身分証などの報告も追加させてはどうかと考えております。この身分証も、本人確認につきましては、広域漁業調委員会整指示でどこまで対応できるのかについては、別途精査が必要かなとも思っております。

二つ目のチェックであります。これは、一般の釣り人からいろいろな御意見いただきましたけれども、報告をする際には写真を添付させるってのはどうかという話、あるいは、それに加えて重量の計測方法の報告も追加させてはどうかという考えと、あと、クロマグロにつきましては換算表で尾叉長と重量を照合することができますので、尾叉長の報告も追加してはどうかというものであります。

それと、三つ目のチェックとしますと、これは当たり前の話ではありますが、虚偽の報告をすること自体を禁止するということもあえてこの委員会指示の中に明示的に記載してはどうかというアイデアでございます。

(2) は管理のために必要な報告内容の拡充でございます、一つ目のチェックはプレジャーボート対策でございます。遊漁船を使用した場合には、その遊漁船の船名等を報告することになっておりますけれども、プレジャーボートにはそういう規定がありませんので、プレジャーボートにつきましては船舶番号などの報告を義務づけることにしてはどうかと考えております。また、効果的な監視・取締り等の観点から、採捕海域に加えて陸揚げ場所についても報告させてはどうかと考えております。

次は10ページをお開きください。10ページは未報告等の違反防止についての対応でございます。

まず、水産庁は、関係都道府県の協力も得ながら調査・立入検査を実施しておりまして、下の表にありますとおり、令和6年度はこれまでに11件の裏付け命令を出しております。

右側に違反内容書いてございます。採捕禁止期間中に大型魚を採捕したもの、あるいは小型魚を採捕したもの、いろいろございます。そして、真ん中辺りに広い欄で「小型魚を採捕（5件）」と書いてございます。この（5件）というのは、下にも注釈書いておりますが、同一の遊漁船で採捕したという状況でございまして、この複数人に対しまして、いずれも裏付け命令を出したと、そういう事例でございます。

そして、真ん中には使用船舶について書いてございます。プレジャーボートもあれば遊漁船もあるという状況でございまして、漁業者の方からはプレジャーボートが悪いんだという意見もございますけれども、私どもとしますと、プレジャーボートでも遊漁船でも違反をする人というのはいるということで、そこは分け隔てなく対応する必要があると考えております。

次は11ページをおめくりください。

10ページでお話ししたような違反に対しましては、上の青い枠の中にありますとおり、令和6年度からは1回の委員会指示違反で直ちに裏付け命令を発出できるようにして強化しておりますけれども、それに加えて、灰色の矢印で向かいますように、三つの強化策を考えてはどうかと考えております。

一つ目は、裏付け命令の実績の公表・周知でございます。さきに10ページで御紹介をした裏付け命令の発出というのは、既に水産庁のホームページ等々掲載をしておりますので、

公表というのは既にやっております。やっておりますけれども、それを、都道府県あるいは釣りの業界団体の協力も得ながら、現場の遊漁者に届けるようにしてはどうかと考えておりまして、行政処分でありますこのような裏付け命令が出されるということを事実として知らせることで潜在的な違反者への抑止効果が期待できるのではないかと、このように考えております。

二つ目は委員会指示についてでございますけれども、裏付け命令を受けた者が再度委員会指示違反をした場合には罰則になるというのが今の制度でございます。そして、現在の委員会指示は有効期間が1年間となっているために、この1年間の期間内に2度の違反をしないと罰則まで至らないことになるものですから、例えば委員会指示の有効期間の設定の在り方も検討すべきではないかと、このように考えております。

三つ目としますと、不特定多数の者がクロマグロ遊漁を行える現状では監視・取締りにも限界があることから、黄色い矢印の下に向かいますけれども、クロマグロ遊漁ができる者や船を事前に特定する仕組み、例えば届出制などを導入してはどうかと、このように考えております。

続きまして、12ページをお開きください。12ページは、今お話ししたようなことをまとめ的に書いてございます。

四つほど丸印で書いてありますけれども、一番大事なのは三つ目の丸印で、クロマグロ遊漁は現在、不特定多数の者が自由に参入できる状態にあって、遊漁者は組織化されておらず、全国組織もない。また、遊漁船業の船だけではなくてプレジャーボートによる遊漁もあって、どれぐらいの者がどの程度クロマグロの遊漁を行っているか、全体像の把握が困難であるという状況がございます。そのために、監視・取締りを含め効果的な管理に一定の限界があると、そういう現状と認識をしております。

四つ目の丸印につきましては、2行目の後段以降、「また」以降で書いております、これは水産政策審議会のくろまぐろ部会で出た意見でありますけれども、全体像が把握できていない点が指摘されておりまして、管理の高度化に遊漁者が参画することを期待する意見も出されております。

このようなことを総合的に考えますと、下に矢印で向かいますが、令和7年度から、広域漁業調整委員会指示によるクロマグロ遊漁の採捕者及び船舶の届出制を導入してはどうかと考えておりますけれども、これにつきましては、制度の設計をする際には、やはりうまく制度が回らないことには本来の意味が達せられませんので、括弧にも書いてござい

すが、周知期間、どれぐらいの周知を図って、どういうタイミングで実施をしていけばいいのかということについても、皆様の御意見を頂ければと思っております。加えて、「その上で」と書いてありますけれども、その上で広域漁業調整委員会で引き続き管理をすることになりますので、広域漁業調整委員会指示の更なる管理の高度化についても併せて検討していくこととしてはどうかと、このように整理をしております。

以上、水産庁が現状で整理をしております、クロマグロ遊漁をめぐる現状の課題について御説明をいたしました。皆様の御意見、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中議長　ありがとうございます。

それでは、資料2について、幾つも項目がありますので、項目ごとに区切った上で意見交換をしたいと思います。

なお、本日は、各項目について必ずしも方針を決定する必要はなく、幅広く意見を交わすことを主眼としておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在の状況を整理いたしました最初の1から4ページ目までについて御意見あれば、よろしくお願いいたします。

これは、漁業でも季節が後の方の人たちは先取りされて獲れなくなっちゃうということがあって、水産政策審議会の方でもその点を考慮して、季節的に配分するような方針を漁業では採用しております。

○柏瀬副議長　よろしいですか。

○田中議長　はい、どうぞ、柏瀬委員。

○柏瀬副議長　日本釣振興会の柏瀬と申します。

今回こういう遊漁者も交えた検討会を設置いただきまして、まずはお礼申し上げます。ありがとうございます。

遊漁というのは、今まで無主物の自由採捕ということで自由に、制限をほぼされことなく自由にやってきました。今回、国際的な合意のクロマグロの資源管理ということで、これに関しては厳しい資源管理を漁業者の方もやられているということで、遊漁者に関してもそれに対しては協力していかなくちゃならないという考え方に関しては大枠合意するところです。これは僕個人の考えですけれども、漁業者と同様に遊漁も、規制をしていく、そのルールを私たちも受け入れていくことに関しては、科学的根拠に基づいた公正・公平な決定ということをお願いしたい。毎回私これ言っているんですけども、正直者がばか

を見るような不公平感のある制度であると、やっぱり余り幸せにならないというふうに思うんですね。

まず、なかなか、当然性善説で全てが進めばいいわけですがけれども、これは遊漁者だけでなく漁業者もそうですけれども、やっぱり悪いやつって世の中にいて、そういうやつをどうするかというところもあります。クロマグロの遊漁の規制は4年目に入りましたけれども、初年度のスタートのところから、遊漁者の採捕可能量の40トンという数字的なものに関しても私はどのように決定されたのか分らないです。分らないですがけれども、私の感覚としては、この最初の20トンというのは、何か科学的根拠のあるものとか統計的な何か数字があったわけじゃないと感じています。今回、W C P F Cで大型魚1.5倍という勧告がなされて決定されて、昨日の水政審で水産庁の留保枠も決まりまして、その留保枠から、水産庁の留保枠は1.5倍になったんで遊漁の採捕可能の目安も1.5倍で、40トンから60トンというような方向性が示されたとは私は認識しておりますけれども、ちょっとこの議論も正直なところ乱暴かなという感想を私は受けています。やっぱり、まずは遊漁者が、この今ペーパーにもありましたけれども、クロマグロを狙う遊漁者がどれぐらいいて、その遊漁船もどれぐらいあって、プレジャーボートがどれぐらいあってという、まずそのところが出ないとちょっと議論が前に進んでいかないんじゃないかなというふうに思います。

これは相当大変なことだと思うんですがけれども、これ、議論が令和3年度から、クロマグロの規制始まったときから、要するに、そこはなかなか分らない。例えばキャッチ・アンド・リリースの議論に関しても、実際生存率が分らない。分らないことを基に議論してもやっぱりなかなか、釣り人の僕も含めて、納得感がちょっと得られないということで、スピード感は確かに求められているのは理解できますけれども、そこら辺の調査を強化していついていただきたいと。例えばキャッチ・アンド・リリースの生存率は日本でデータがないということであれば、その調査に我々釣り人も協力できる場所もあると思うんですね。そこら辺も含めて議論を前に進めていきたいなと思っております。

なかなか難しい話だとは重々分かっているんですがけれども、ちょっとこのこと（遊漁の規制）に関しては、釣りに関しては、僕は、大きな大変革だと思っています。漁業者にとってもそうだと思うんですがけれども、今まで規制されていなかったものが規制されるという第一歩ですんで、ここはやっぱり丁寧に議論を僕は進めていきたいと思っていますので、是非ともよろしく願いいたします。

○田中議長 ありがとうございます。

本日は意見聴取ということなんで……

○柏瀬副議長 意見交換会ということで……

○田中議長 意見交換会ということなんで……

○柏瀬副議長 好き勝手、意見を言わしてもらいました。

○田中議長 好き勝手、どうぞどうぞ、言っていただいて。

幾つか、正直者がばかを見るのは困るってのは漁業も一緒だし、枠の決定の仕組みについて不満があるのは漁業者だし。

○柏瀬副議長 それは十分に理解していますけれども、そこは決めないと前に進まない。そこは、過去の経緯は置いといたとしても、これから前に進んでいくに関して、やっぱり過去のことを愚痴っても前に進まないですし建設的じゃないんで、これから前のことに関しては建設的に是非議論していきたいと思います。

○田中議長 過去のことは、水産庁が次回、回答できるように何か資料を御用意いただくということで、ちゃんと説明はできると思うんですけどもね。

キャッチ・アンド・リリースは後でも出てくるので、ちょっとこれはまた後の議題にしたいと思います。

ほかに御意見。

はい、どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 日本アングラーズ協会の桜井です。

今回のこういう機会を設けていただいて、ありがとうございます。

今議論にありました資料1ページ目から4ページ目までというところで、質問が2点ちょっとありまして、確認をさせてください。

まず大前提として、遊漁者もクロマグロの資源管理に協力していくってことは是非積極的にやりたいなというふうに思っています。その中で大切な大前提になる部分あるので、ちょっと御質問というか確認させていただきたいんですが、一つ目、まず資料の1ページ目ですね。今現状、クロマグロの遊漁の採捕上限てのが40トン、そして、小型魚に関しては一律で採捕は禁止されているというような状態になっています。その中で、小型魚が一律に採捕禁止になっているというのは、どういう根拠が今あって、どういった整理でなされているかっていうのを是非教えていただきたいです。これは、沿岸・遊漁室というよりは資源管理部長であつたり資源管理課長の皆様方が、水産庁としてどういった根

拠で、今、遊漁者に対して規制を課しているのかと。

一応補足をしますと、これ、飽くまで小型魚30キロ未満を釣らせてくださいってことを言いたいわけではないんです。どういった根拠で、例えば資源に悪影響があるということであれば、どういった影響を考慮して一律採捕が禁止されているのかというのが1点です。

もう1点は、資料の4ページ目になりますけれども、管理の高度化ですね。要は、実効的な管理をしていくっていうのは非常に賛成しております。その中で、3番の「管理について」というところで、①、クロマグロの遊漁者数は、使用船舶の全体像が把握できておらず、全国組織が存在していない現状では、漁業と同様のレベルで数量管理ができないというふうに記載がされています。ここで言っている全国組織というのは、具体的にどういった組織を想定しておっしゃっているのか。採捕する人を特定するという話と、それを組織化するという話は、私は結構別の次元の話だと思っています。全国組織が存在していないから数量管理ができていないという議論は、実は、この規制が導入される1年目のときからよく議題に出てきていたんですけれども、例えば漁業者の方々でも様々な全国組織あるかと思うんですが、この管理をするために、取締りも含めて、全国組織がどういうふうに機能をして、どういう役割を果たすから遊漁者にも全国組織が必要だということ、これは水産庁の皆さんであつたり、これは誰の意見なのかが私よく分かっていないんですけれども、これおっしゃっている方々というのは、具体的にどういう組織を指して全国組織が必要というふうに言っているのかっていうのは、これも、飽くまで全国組織が必要ということであれば実現したい、協力していきたいというふうに考えているので、具体的にどういった組織を想定されているのか知りたいです。

○田中議長 どうしますかね。簡単にお答えできますか。

○魚谷部長 じゃ、私自身……

○田中議長 関わっていますね。

○魚谷部長 ええ、今の広調委指示に基づく規制の枠組みを導入した時、資源管理推進室長でしたので、当時の広調委にも全て参加をしていますし、御説明したいと思います。

まず、これはあくまでも広調委の発意。広調委の指示ですので、広調委として、30キロ未満は獲らないというのが適切という判断で指示を出しているというところは、まず、ございます。

当然、その原案は、事務局である水産庁で考えたということですが、当時の意識としては、小型魚というのは、資源に非常に影響が大きいと。同じ、例えば1トンでも、

小型魚1トン獲るのと大型魚を1トン獲るのでは、資源に対する影響が大きいという中で小型魚をできるだけ獲らないようにしましょうという方針はあると。

そもそものWCPFCの保存管理措置についても、基準年の2002年～、2004年の状況から、大型魚はそこより増やすな、小型魚はそれの半減、となっていると。そういう状況で、要は、漁業者の皆さんには、その基準年から半減しろという厳しいことをやっていただいているという状況があったと。

そういう中で、遊漁は遊びでしょというような話も漁業者の皆さんに言われたり、それに対して皆さんの思いはあるというのは十分理解しておりますけれども、そういう中で、遊漁で小型魚を獲っていいですよっていうのがいいのかどうかというのは、認識として我々にあったってことは事実です。

そういう形で、事務局としては、小型魚についてはお控えいただくという案で、広調委、委員会の方に案をお示しし、そういうことやって御決定いただいたということになるかと思います。

現状でも、要は、今回、増枠になりましたけれども、小型魚については、基準年から言えば半減からの10%ですから、基準年からすればまだ55%。大型魚については、基準年から15%アップで、さらにそこからの50%アップですから、大型魚についてはかなり基準年との比較においては大きくなっていますが、小型魚についてはまだまだという状況で、かつ、本当に、例えば実際の見通しを言えば、2002年～、2004年当時まで、枠が、小型魚、簡単に付くような状況かと言われれば、それはスタートに戻りますけれども、小型魚の方が獲ったときの影響は大きいということからすると、そこに戻るというのもなかなか遠い道のり、現実的には難しいのかなという感じがしております。ですので、現状の小型魚禁止っていうことに、今なっている、スタートラインにおける、少なくとも私、当時の担当としての考え方というのはそういう形でございます。

次に、全国組織ですけれども、この全国組織が存在していない状況というのは、これはくろまぐろ部会の委員の方からの意見でしたか。

○城崎室長 そうですね、ありましたし。このくろまぐろ部会でもありましたし、どういう場面で、はっきり覚えているわけではありませんけれども、よく言われる話だと思っています。

それで、全国組織は、これは組織率というところも関係すると思いますけれども、漁業の世界、漁業の中でもいろいろな対立構造はありますけれども、やはり今の系統、漁業と

して意思統一はできる仕組みにはなっていて、情報発信もできるということになっています。

クロマグロ遊漁、この資料の中でも不特定多数という言い方がいろいろ出てきていて、そもそも全体像がよく分からないと。もちろん今日ここにいらっしゃる四つの団体の方もそれなりにクロマグロ遊漁の当事者ではあるとは思いますが、実際にどれぐらいのカバー率になっているのか、そこは分からないですし、こういうところの議論というのがどこまできちっと浜々まで伝わるかというのはなかなか難しいわけです。

そういうことになってくると、やはり全国組織があるというのは、その統率が図られるということにもなってくるので、もちろん浜からのまとまった意見も出てくれば、こちらから情報提供するときにもちゃんと伝わるという話になってくるので、全国組織があるというのは、組織がされているというのは非常に大きな、管理運営の面では大きいなというふうには日頃実感するところでございます。

○桜井委員 ありがとうございます。質問、回答いただいてありがとうございました。

それに対してまた確認すると時間掛かってしまうので、これは是非持ち帰っていただきたくて。

一応今のところに発言をさせていただくと、まず、30キロ未満の一律採捕禁止は、今の頂いた回答だと、漁業者の人たちが遊漁は遊びだから釣らしちゃいけないという、その感情的な側面のみで一律で禁止がされたというふうに決定したという説明に、ちょっと今のだと聞こえてしまったんですけれども、基準年の半減されているってことで、じゃ、実際今半減されて、年間で日本でどれぐらい枠があるかっていうと、一律で採捕が禁止されている、制限されているっていう人たちは漁業者の中にもまずいないという理解をされていて、これは飽くまで今後厳しい規制を課していくってなると、やっぱり義務と権利のバランスが非常に大切だと思っています。そういう中で、一律で一般の国民の人たちがマグロを釣る行為が一部の方々の感情で禁止にせざるを得なかったというふうに、何か御説明いただいたようにちょっと聞こえてしまったので、多分そんなことは私はないと思っています、信じていますので、ちょっともう少し具体的な根拠があれば教えていただきたいなと思っています。

もう一つ、全国組織も同様で、これも、その組織があるから違反行為や犯罪行為が減るのか、増えないのかというのは、私、非常に難しい問題だと思っていて、特にマグロの遊漁者については個人個人が釣りをしていますから、遊漁船を管理するのか、プレジャ

一ボートを管理するのか、全国組織化して組織を管理するのかって、いろんな観点がある中で、やっぱり一個人の人たちが届出制をして、特定をすれば一定の規制がされるんだと思っているんです。となると、その全国組織というのは、漁業者の方でも具体的にどういう例えば組織が、伝達であったり、通達だったり、違反行為を減らしている、良い事例としてこういう組織があるので、これの漁業者の方でいったらこういう組織の遊漁者版を作ると管理の実効性が上がりそうですという、何か具体的な組織がもしあれば教えていただきたいなど。

一つ懸念しているのは、じゃ、組織化したら組織的に、例えば違反行為を隠したり、あるいは犯罪行為したりっていうの、これは世の中一般論的には十分あり得る議論で、私は、この全国組織がないことイコール管理ができないというところ、余り実は結び付かなくて、本来すべき議論とか管理の高度化のための施策とスコープがずれちゃうってことをすごく気にしていますので、そこも併せて持ち帰っていただけたらうれしいなと思います。

○田中議長　ありがとうございます。

いや、時間掛かるんで、また後日ということ。

ちょっと私の方から簡単に科学的な背景、御説明申し上げますと、日本では、ゼロ歳、1歳、2歳という小型魚を大量に獲っていて、要するに、産卵する前のものを大量に獲っているので国際的に批判されているわけ、というのがまず。だから、そこを保護したいんで、まず半減措置というのが取られたというのが背景にあります。

それから、2点目の全国組織っていうのは、例えば全国組織によって漁獲の枠が独占できると、無駄な競争しなくて済むようになります。どういうことかというと、漁業の場合には、大臣管理枠と知事管理枠に分けて、そうすると、その間では競争はしなくなる。それぞれのやり方で獲れるということで、それをさらに、知事は知事の中で、みんなで共存できるように山分けすることができる。今だとそれがなくて、獲りたい者が一斉に獲り始めるんで、5日で漁期終わりになるんです。そういうこと、そういう弊害がなくせるんです。全国組織になって、それぞれが話し合いによって管理できるようになります。いろいろ、例えば最初の枠の半分は自由に獲っていいけれども、残り半分はそんな自由に獲れないとか、最初の枠は個別に分けるけれども、残りの漁期の半分は自由競争にする。そうすると、最初の半月は自分たちのペースでゆっくり獲れたりするわけです。そういうような運用が実は漁業の方でやっていて、まあ、そういうことを多分考えているんじゃないかなと思う。今ないから、独占ができていないから、勝手にみんな獲るということで、みんな

困っているんだと思うんですね。

ちょっと余計長くなっちゃいましたけれども。

○柏瀬副議長 ちょっと今のことに関わって。

これ、僕ずっといろいろ考えているんですけども、じゃ、漁業者と遊漁者の違いは何か。例えば、クロマグロに関して言っても、規制前は沿岸の一本釣りなんかは自由採捕の自由漁業という枠内でやっていたわけじゃないですか。それを市場に流すか流さないかは置いといたとしても、釣り人も自由採捕という枠でやっていて、僕はこれ、漁業者の方はすごく怒られるかもしれないけれども、漁業者と言われる者と遊漁者と言われる者が本来持っている、内在している権利って同等だと僕は理解しているんですよね。いや、これ、怒られるかもしれないし、間違っているかもしれないですけども。

今になってみたら、クロマグロに関しては当然、漁業に関しては、承認制でしたか、登録制でしたか。

○城崎室長 承認制。

○柏瀬副議長 承認制になっていて、だから、クロマグロに関しては、言い方を変えると、漁業者、遊漁者っていうよりは、承認されている者と承認されていない者というふうに分けられるというふうに解釈しているんですね。

ただ、やっぱりいろいろ、こういう議論になると、遊漁者は、おまえら遊びだからって言われてしまう。これ、すごく失礼な言い方になってしまいますが、遊びで何が悪いんだと思っていて、僕はやっぱり釣りがなくなったら死んじゃう。僕自身は釣りなくなったら死んじゃうと思うんで、僕にとってはそれぐらい、遊漁、釣りってのは大事なものだと考えています。だから、そこら辺の議論も含めて、僕はそういうふうに考えているんで、釣りも大事に考えていただきたいなというふうに個人的には思います。

○田中議長 ありがとうございます。

○菅原委員 何となく、じゃ、ちょっと発言させてもらえば、本当はこっちの立場で言わなきゃいけないんだけど、そっちの感覚で言うと、昨日の資源管理部なんかで聞いていたら、小型魚の、だから、なぜ獲っちゃいけないというか、枠が少なくなっているかというのが、親部分に対する例えばインパクトが強いんだというような言葉で全部話されているんですよ。そういうこともやっぱり我々の中でも、ただのべつ幕なし、やらせろ、やらせろだけ言っている話が始まらないから、全体像がどうなっているんだということも我々ちゃんと理解して、漁業等を理解して行って卓上に議論を持ち上げないと、もう話が

しっちゃかめっちゃかになっていっちゃうと思うんですね。

この全国組織に関しても、我々、うちの全日本釣り団体協議会だと安全管理のやつをやっていますんで、この組織化しようというのは過去何回もあったんですね。何回もあって途中までいったんだけど、結局まとまらないんですよ。何回も、僕が知っているだけで3回ぐらい、全国組織化しましょう、JFみたいな感じにしましょうというのは、それぐらいやったんだけど、結局統一できない状態に、みんなもうまちまち、好き勝手、途中で話まとまってくると片やで暴走する人たちが出てきておかしい話になっていくというので、やめたになっちゃうことが多かったんですね。

という感じで、僕もできれば粹欲しいし、いっぱいいろんなことができるようになってほしいんだけど、ただ、やっぱり現状の日本の中では国際規約の中も含めていって、ほかの漁業者とかそういうものの中の話し合われている席のやつも、あれは全部議事録として見られるんで、そういうところ、ちゃんときちっと見ていかなきゃ駄目かと思いますよ。

○田中議長 はい、どうぞ。

○桜井委員 1点いいですか。これ、私、菅原さんにもお願いなんですけれども、今おっしゃっていた3回の、例えば過去3回の具体的な取組で失敗したというの、また次回、一つでよいので、どんな取組を何の目的で組織化しようとして、なぜ駄目だったかってのを是非共有いただきたいんです。

○菅原委員 はい。

○桜井委員 例えば私、その全国組織がない、存在していない最大の一つの理由は、これは法的な根拠だと思っているんです。

例えば漁連、漁協なんかは、漁業をするという、言わば業法に近い形で法律的に、要は、作らないといけないというか設置が一定の強制力であったり制限があるので組織化されているというふうに思っているんですね。となると、水産庁の皆さんから出てきた事務局の資料に、全国組織がないから管理ができない、全国組織を作るべきということであれば、じゃあ何の、何をする組織で、それは根拠として何を、特に法律的に何を根拠にして組織化するかというのを、既に先行して、要はコードの管理をしている漁業者の方たちと同等なものをやるのであればですね。漁業者の中でもいろいろな団体あると思います。法的な根拠あるものもあれば、業界の寄り合いのような組織もあって、いろんな形態があると思うんですけれども、その中で具体的にどういうものという話だと思うんです。

遊漁者の全国組織ってのは今まで、じゃ、そういう法律的に何ら根拠とか、制約掛かるような組織の設置というのはされたか、されていないか、私は、その歴史上、今どういうのがあったかというのを存じ上げないので、これは飽くまで批判的に言っているわけではなく、作りたいので、どういう取組あったかが、こういうのやって失敗しちゃったよっていうのを。もうこの水産業、特に水産行政の中での遊漁の会議も出て5年目になりますが、よく出てくるんだけど、結構具体性が分からなくて、なかなか次のアクションにつなげにくいので、ちょっとこれは今後、この遊漁専門部会でも、これやって駄目だった、あれやって駄目だったっていうのあったら、具体の何か事例で教えていただけるとみんなにとって有益かなと思ってのお願いです。

○水川課長 1点だけいいですか。管理調整課長です。

ちょっと桜井さん、誤解のないようにだけ申し上げると、4ページに書いてあるのは、誰かがこういう意見を言ったということを並べているところでありまして、事務局として全国組織を作るべきだとかということを申し上げているわけではないということだけは…

○桜井委員 分かりました。

○水川課長 御理解ください。今後の管理をどうしていくかのその手法として、全国組織というやり方がいいかどうかも含めて専門部会で議論をする話だと思っているので、決して水産庁が全国組織を作るべきということを申し上げているわけじゃないと。そこだけはちょっと誤解のないようにお願いします。

○桜井委員 分かりました。

○田中議長 ほか、よろしいですか。

ウェブ参加の方で、どなたか指しますか。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 よろしいですか。

○田中議長 はい、どうぞ。

○中島委員 なかなか議論に入りにくかったんですけども、ウェブで。

まず、漁業者と遊漁者、どこが違うのかという話がありましたけれども、ちょっと我々漁業者サイドとして、一言やっぱり言っとく必要があるのかなということで、言わせていただきます。

よく言われるのが、漁業者、これで生活しているんですよね。そこが根本的に違うと

我々は思っています。

それから、管理についてですけれども、特に定置網なんか、これ、私も前から広調委で何度も言ってきましたけれども、入ってくるのを防ぐわけにはいかないんですよね。数を超えたから泣く泣く大きな労力を使って放流していると、そういうふうな事例もあります。ですから、その点も十分御理解いただきたいなと思っております。

それから、今ここで全国組織という話がありましたけれども、ここに書いていますように、全国組織が存在していない現状では漁業と同様のレベルで数量管理ができないと、これが根本的な問題として水産庁の方から示されていると思います。ですから、それが届出制なりなんなりにつながっていくんでしょうけれども、数量管理、先ほど、漁業がじゃあどうやっているんだという話がありました。一部地区では若干問題になったところもありますけれども、漁協組織がありますので、漁業者がどれだけ採捕したか、これはもう一日一日、TACの数に近くなってくると、もう毎日そういうチェックをしながら、県の方からも指導を頂いているようです。ですから、その辺の組織が存在していない現状というのが、その部分を問題にしているんだろうと思っております。

それから、最後になりますけれども、全般的な話として一言言わせていただけると、まだこのクロマグロの遊漁の調整管理、こういったものは緒に就いたばかりだろうと思っております。一般的に、こういうことをやったら悪いことなんだと、犯罪につながるよというような理解がまだまだなされていないのかなと。だから、今回の我々、今この部会の目的は、管理をどういうふうにやっていこうかと。次回の委員会指示にどういう規定をやるかというのが主な目的だと聞いておりますので、それをやりながら指導監視、これを徹底することによって世論づくりができるのかなと、そういうふうに考えています。それからまた次のステップに入っていけるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長　ありがとうございました。

大分議論も白熱してきました。大分本質的なところに立ち入っているんじゃないかと思えますけれども。

○森委員　いいですか。

○田中議長　はい、どうぞ。森委員、どうぞ。

○森委員　J G F Aの森です。よろしくお願いします。

今いろんな資料を見ていて、遊漁を管理しづらいという、どこか指摘されていると思うんですけども、海外に良い事例がいっぱいある。

○田中議長 ちょっとお待ちください。

○森委員 いいですか。

○田中議長 はい、どうぞ。

○森委員 海外に良い事例がいっぱいあって、昔から私も発言していると思うんですけども、例えば報告は24時間以内って東海岸でしていますよ。多分御存じだと思いますけれども。なぜやれていないのかなと。

バッグリミット作りましょうって、何年か前からバッグリミットやっていますが、もう一気に導入しては、海外の事例を参考にして導入したらいかがなのかなって思いますけれども、どうでしょう。

あともう1点、同じ太平洋クロマグロを管理しているアメリカの西海岸、バッグリミット1人1日2匹で、枠はないです。漁業と同様の管理をしていないですね。

WCPFCの中で日本の漁獲枠決められていますけれども、遊漁も同様に管理しろと明記されているんですか。ちょっとそこを確認したいなと思って。アメリカのような、遊漁は別で管理できるんじゃないのか。

○城崎室長 そこは、アメリカのIATTCとWCPFCのまずは方針の違いなんだと思います。実際、どういう遊漁が、確かにアメリカの方、アメリカというかIATTCの方では遊漁と漁業が別枠になっているような話もよく聞きますし、それがなぜWCPFCの方で適用されていないのかというのは、それ、ちょっと交渉担当にも確認をしますけれども、基本的には、双方の組織のポリシーが違うんだということにまずはあるんだと思います。その詳細については、ちょっと今即答ができないので、次回御紹介をしたいと思います。

それとあと、報告のタームとか、あるいはバッグリミットというのは、それは今も制度はありますけれども、どうもそれでは具合が悪いということになってきているので、それは正しくジャパンメイドのものを作ろうという話をしているところです。もちろんアメリカの事情も考慮、頭に入れる必要はあるとは思いますが、アメリカのクロマグロ遊漁と日本のクロマグロ遊漁、やっぱり違うんだと思います。それこそ大きなクルーザーでわーって行くのに比べて、日本ではみんな乗り合いをしてクロマグロ釣るようなものまであるわけなので、そういうふうにはいろいろな種類のクロマグロ遊漁が対応できるようなバッグリ

ミットが、どういうのがあり得るんだと。特に実際にクロマグロを食べたいという人がいる中で、1人1尾で十分なのか、それとも1年に1尾にするのか、その辺の魚食の日本メイトを作るということが、この専門部会に託された使命だと思っております。もちろんそのバグリミットも報告の時間も、最大公約数的に探していきたいと思っているので、そこ、またいろいろ御意見いただければと思っております。

○柏瀬副議長 今、森さんがおっしゃったことってすごく重要だと思っていて、例えば、海外では遊漁ってどういうふうに、このクロマグロに、WCPFCに加盟している各国が、遊漁に関してはどういうふうに管理しているのかというのを勉強するというかね、情報を我々知ることも非常に参考になると思うんですよ。だから是非とも、お願いじゃないですけども、次回の委員会のときまでに、WCPFC加盟国がどのように遊漁を管理しているのかというのを、ちょっと簡単でもいいんで、調査していただいて、事例として出していいただければ我々も考えるきっかけになると思いますので、是非、ちょっと大変なことかもしれないですけども、お願いします。

○城崎室長 はい、分かりました。

○森委員 いいですか。

今、40トンという枠の中で遊漁が行われていて、多分未報告とか違反、いろいろあると思いますけれども、全体像が本当につかみにくい状態にあると思うんですよ。例えば海外みたいに漁業の枠とは別で管理で、報告だけ必ず正しくしてくださいだったら全体像は見えやすいと思うんですよ。

私が思ったのは、本当に今、国際ルールの中で遊漁を漁業の枠内に入れなきゃいけないと明記されているのか。もしされていないんだったら、一回自由に釣りをさせて報告させて、もちろんバグリミット、資源に悪影響を与えないようにバグリミットとか付けながらですけども、報告させて全体像を把握した方が今後のより良い管理につながるんじゃないかなって思っているんですけども、いかがでしょうか。それはもう不可能な話ですか。

○田中議長 いや、後で答えた方がいいと思う。

簡単に言うと、枠を超えてしまうと、今度、日本全体が罰則を食らうんです。

○森委員 私、WCPFCも傍聴したんで、存じています。

○田中議長 というリスクもあるので、多分その辺も考慮してってということなんだと思うんですけども。

○森委員 W C P F Cでは日本の漁獲枠として、遊漁も入れての漁獲枠ってことになって、やっぱり明記されているんですか、そういうふうに。

○田中議長 日本国民に対してですから。

○森委員 じゃ、そこにはやっぱり入れなきゃ。

○田中議長 ええ、そういうことなんです。

○森委員 そうですか。分かりました。

○城崎室長 日本の漁獲量は何トン超えちゃいけないという仕組みになって、その日本の漁獲の中には商業漁業とか遊漁とか、それらの漁獲は全て含まれているという、私はそのように理解をしているので、遊漁がもし上限数量を越えれば、日本は全体が上限を越えたという、そういう扱いをされざるを得なくなるんだと思います。

それが I A T T Cの方では、商業漁業と遊漁が別になっているから、遊漁の行いによって商業漁業が多分影響受けない、そういう仕組みになっている。なので、融通が利くというのが多分アメリカの実態なんだと思います。ちょっとそこは私もうろ覚えなんで、正確期するためには、また次回御紹介させてもらいたいと思います。

○森委員 ありがとうございます。

○桜井委員 なので、一般の遊漁者の方から多分分かりやすい何か説明をするとすると、例えば質問すると、じゃ、仮に海外のメディアとか調査機関に、日本の遊漁者が、例えば年間500トンあるいは1,000トン、マグロを獲って未報告している。これが何らか明確な証拠があつて突き止められて、日本の漁獲枠、仮に年間1万トンで、それを超過した分が500トンあるというふうに、何らかそういう情報があつて、それが証明された場合は日本はペナルティーを全体で受けるという、今恐らく国際条約上の立ち位置にあつて、それぐらい、実は遊漁も同等に管理をしないといけないという理解をしているんですけれども、それが認識として正しいかというのを……

○城崎室長 はい。であるからこそ、今のここの資料の中の2ページにそれは書いてあつて、2ページの④に、そういうふうに今40トンの留保枠を仮に飛び越えるようなことになれば、資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を及ぼすということになって、それがひいては日本の信用に関わってくるので、この数量の中できちっと押さえ込むんだという扱いになっている。正しくおっしゃるとおりです。日本は日本全体の中で遊漁が含まれているので、遊漁の行いというのが全体に影響しかねない。であるから、遊漁の管理もしっかりするんだということが今の全体のベースになっていると、そういうこと

でございます。

○森委員 根本の、例えばW C P F Cの会議とかで、遊漁をアメリカみたいに別管理に分けるというふうな交渉はできませんか。

○城崎室長 そこは、それは私ども、今そこ何とも言えなくてですね。

○田中議長 多分できないと思う。

○森委員 難しいですか。

○田中議長 できないの。法律、日本に対して何トンというのは決められているので。

○城崎室長 しかも、アメリカでは……

○菅原委員 いいですか。また反対意見言うから、ちょっとあれなんだけれども、私の経験上の中では、アメリカで、ハワイでも西海岸でも東海岸でも、クロマグロ釣りに行ったことある。カナダでもやったことある。あるんだけど、基本的にアメリカの遊漁って、釣った人間のものじゃないんですよ。キャプテンのものなの。釣りはやるけれども、1日バッグリミット2匹で、2匹獲っても持って帰れないですよ。全部船のキャプテンのものなのね。僕が行ったところ。

○田中議長 場所によって。

○菅原委員 いや、ほとんどそう。ほとんどそうだと思う。いろんなところでやったけれども。

○田中議長 許可は船長に与えられる。

○菅原委員 うん。船長はもともと、だから、クルーザーを持っていたとしても漁業者なんですよ、大概が。なんで、そういうからくりがあるから遊漁との、I A T T Cの方ではそのからくりがあるからそういうふうになっているんだと、僕はそういうふうに理解していた。W C P F Cは全く別物だから、また別の話になっちゃうから、それはだから一緒に考えていくとおかしくなっていくと思う。

○田中議長 ちょっとこの点はペンディングにさせていただいて、よく調べた方がいいとか、調べれば分かる話なんで。

○桜井委員 ただ、森さん、すごく英語堪能で、傍聴されていますし、恐らく理解されていて、あえて質問していることもあると思うんですね。

一般の遊漁者の人たちからしたら、I A T T Cも、W C P F Cも、国際条約の在り方も、あるいはアメリカと日本の関係、このような背景も、そんなところは当然に読み取れなくて、今、例えばアメリカと同じようにスポーツと商業を別にしようということ自体が、日

本を代表して外交上交渉に行ったときに、どういう立ち位置になるかってのは、一般の釣り人は、とてもじゃないですけども、なかなか経緯を知り得にくい。

じゃ、一方で、それを沿岸遊漁者さんたちが、事細かにそれを何らか日本語で発表して状況伝えるというのも難しい中で、そういった周知もどうやってやっていくかってのも、すごくこの専門部会としてはいい議題だと思うんで、ペンディングってのはそういう意味も含んでいると僕は今理解しました。

○田中議長 そうそうそう。ちゃんと情報を知った方がいいと思うんです。いろんな制度が全然違うというか、遊漁の組織自体が相当に違うので。

○柏瀬副議長 今議論していることって、すごくいい議論だと僕は思うんですよ。釣り人の思いを僕も正直に言っているし、いろんな疑問も出てきていて。当然、今回のこれって議事録に残るんですけども、やっぱり議事録って一般の人に読みづらいですよ、非常に。だから、何かこの議論をもうちょっと簡素にしてクロマグロ遊漁の部屋とかにリンクを張っていただくとか、そうしてもらおうとすごくいいかなと。やっぱり啓発するには、例えば水産庁ではBUZZMAFFとかやっているじゃないですか、ユーチューブで。非常にああいふのは面白くて分かりやすいんで、是非。我々だけ議論しても、遊漁者っていっぱいいるんで、できればこういうのを多くの人に知ってもらいたいと。

○田中議長 分かりやすい資料作ってもらう、水産庁にね。

○柏瀬副議長 何か嫌な顔していますけれどもね。

○田中議長 一般の人が読んでも分かる。行政評価のあれで使わないと。この資料なんか、オブラートに包むような発言がやっぱりここにあって、多分、一般の人が見ても、これ何言ってんだよく分からないんじゃないかと。

○森委員 もう1点いいですか。

○田中議長 はい、どうぞ。

○森委員 さっきから発言している根底にあるのが、やっぱりいい釣りをいつまでも続けたいってJGFAの理念ですけども、クロマグロ遊漁をできるだけ長い期間やりたいと。今回、今年に関しては本当、遊漁者できている日付が、今までのところ9月末までの間に20日ちょいぐらいですか。21日、20日間ですかね。19か。そのぐらいしかできていないと。これ、北海道、ワンシーズンで20億円と言われている経済効果。多分、日本全国にしたら7数百億円だと思うんです、経済効果。これを止めないというのは多分国益にかなうことだと思うんで、どうにか遊漁を止めない道を探れないかなと思って発言しています。

○城崎室長　そこは、実際に数量が限りある中で、どうやって長くできるか。これから、まだ議論入っていませんけれども、いろいろなやり方ですね。ドラスティックに周年というのはなかなか無理かもしれません。でも、現状では少しでも長くできる工夫というのを、少なくとも来シーズンに向けては考えるべきだと思っているので、まずはそこに注力をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○森委員　よろしくお願いします。

○田中議長　これは重要な課題の一つではあるので。公平な配分ということですね、一つにはね。それに関わる話なんで、後で獲る人は損になっちゃ困るんで。

○桜井委員　そういう意味では、水産庁の皆さんを含めた、各遊漁者の団体あるいは漁業者の方々も同等ですけれども、3ページ目に記載のあるとおり、遊漁者の釣りができる期間が極端に短い、3日、4日程度であると。これは森さんと私も課題認識同じで、特に私は、この活動当初から意識しているのは、遊漁船の皆さんの要は営業が停止しない。これは漁業者の方ほどではないかもしれないけれども、本当に命を懸けて、生活懸けてやっている方たちが日本全国、特にクロマグロの回遊するエリアにはいて、生活に多大な影響が出ていて、これが一番の課題認識だと私自身は思っているんですけれども、ここは皆さんはいかがですか。要は、この月の数日しか釣りをすることができないということは課題として捉えているのかどうかというのは、いかがなんでしょうか。

○柏瀬副議長　いや、それはすごく大問題であって、多分この問題は、枠を幾ら増やしても同じだと思うんですよ。

○桜井委員　そうなんです。

○田中議長　同じなんですけれども。

○柏瀬副議長　だから、すごく申し訳ないですけども、僕、マグロ、今一生懸命、10年近く釣り行っているけれども、1匹も釣っていないんですよ。1匹も釣れない。恐らく1,000万ぐらい掛けて1匹もキャッチできなくて、不公平だと思っているんですけども。ただ、うまい人は本当に1日で、極端な話、1船で釣ろうと思えば、いろんな電動リールとか電気ショック扱ったりして、本当に1トン釣ろうと思ったら釣る人もいますよ。

だから、枠のことをもうこれ以上議論してもしょうがなくて、ただ、いろいろこれから議論するテクニカル的な部分とか、今までの制度とか法律のハードルはありますけれども、そこを乗り越えていければ、もっと経済、本当にノンストップでキャッチ・アンド・リリースして釣りを続けられる議論とかも、1日バグリミットのこととかも僕はできると思

っていて、是非。そこの障壁になっているのがやっぱり既存の制度や法律なんです。それが変えられる部分もあるし変えられない部分もあるけれども、いろんな解釈の仕方とかそういう方法で僕は乗り越えられると思っているんで、是非そういうところ乗り越えていきたいと思っています。

○田中議長　ありがとうございます。

じゃ、高田委員、ウェブの。

○高田委員　高田です。

先ほど、遊漁船の漁期が短くてというのは、やはり漁業も同じだと思うんですよね。僕は、別に少ない多いとかというより、これから先のことを考えて遊漁の方もやってもらいたいと思うんですけれども、やっぱり不特定多数だと調整が取れないというか、漁業の観点から見ても、誰でもできたら苦労しないと思うんですよ。

それで、やはり今後にかけては、遊漁船なりプレジャーでも、そういうところではこれから先、登録制とかいろんなものをして一つの海で暮らせるようなことをしていかないと、漁業者も遊漁者もうまくないと思います。

だからこそ、今度はそっちに行かさしてもらって。ウェブ会議だと、ウェブだと、初めてウェブ、自分もやったんですけれども、聞き取れなくて、思うように発言が入れなかったりできなかったもので、今後よろしくお願いします。

○田中議長　是非ともこちらに来ていただいて御発言いただければと思います。

全く御指摘のとおりで、漁期が短い組合もあれば長い組合もあるんです。

大分時間も超過してしまったんで、ちょっと一旦ここでこの議論は打ち止めにさせていただいて、次は、大分時間も超過したんですけれども、2番目の、5ページの、3日以内を1日以内にしてはという、これについてはどうですか。大体みんなその場で写真か何かで。

○森委員　これは異論なしです。

○田中議長　ありがとう。24時間以内。

○森委員　24時間以内っていうやり方がいいと思います。

○田中議長　ありがとうございます。ということで。

○森委員　多分、釣ったとき写真撮る方が多いと思うんです。そこに多分何時何分って、もうデータとして入ると思うんで、釣り上げたときから24時間以内。

○田中議長　物差しか何か置いて写真撮ってもらえとなおいしいんだ。そこから今度は長

さが測れて、そうすると重さに換算できるんで。

○桜井委員 すみません、加えて、今後この残課題議論としたときに、実測計測の定義をどうするかってのはちょっと加えて議論いただきたくて。これ、私も理解できていないんですが、国際条約上、はかりに載せて一匹一匹重量報告しないといけないのかという今ルールなのかどうか、実は正確に分かっていないんです。例えば1日だとしても、みんな目測でざっくり報告させているでは、これは有効な管理とは言えないと思いますので、例えばメジャーに当てて、先ほど城崎室長からもあったとおり換算表を用いるとか。その時間の短縮ももちろんセットなんですけれども、短縮したときに何をどういうふうに計測して報告させるかというのもセットにさせていただくと、議論としては良いかな。

○田中議長 ありがとうございます。

ここの議論、9番目のやつかな。9ページ目に議題として同じのが載っかっていますね。ちなみに、国際漁業の方では、遠洋漁業では長さを報告することになっています。どうぞ。

○森委員 遊漁の管理、体長で管理してはいかがかということを多分前から私言っていると思うんですけれども、切り替えられないですかね。例えば30キロは換算表で120センチなのか130センチなのか、ちょっと分からないですけれども、例えば又長何センチの管理にすれば、船の横にメジャーを貼って、メジャーでテープ貼っというて、そこいつているかどうか見てから、もう水から揚げずに、ぽんとリリースってできるはずなんで。何か遊漁の管理を従量から体長管理に切り替えてはいかがでしょうか。

○城崎室長 今その切り替えるのは、ドラスティックに切り替えると、やっぱりそれはなかなか変化が大きいのかなと思うので。今は重量でやっているんですね。現状では換算表も使うということで、重量との併用という形でまずは始めてはどうかなと思います。もちろんそれがどっちがいいのかという、その評価は出てくるかもしれませんが、いきなりドラスティックにがらっと変わると、それはそれで、もしかしたらこのためにデジタルばかりを整備した人もいるかもしれませんが、それは、急激な変化というのはどうかなとも思いますけれども。

○桜井委員 そういうふうに選択肢を幾つか示して試験的運用したときに、その計測方法も報告させてほしいんですよ。

○城崎室長 そういう場合、資料にも書いていますけれども、軽量方法についても書かせてはどうかと今考えています。

○水川課長 9ページに書いてます。

○菅原委員 多分、ほぼ持ち帰る人たちって船上で解体しているんですよね。だから、もう釣ってすぐに計測しなかったらどうにもならないですよね。ましてや100キロ、大型魚は100キロ、J3海域、去年の4月なんかだと、大室ダシ、大島海域のところで釣れているやつは、平均200キロオーバーなんですよ。でかいやつ、三百何十キロだったと思うんですよね、多分。そんなものを持ち上げてなんか陸揚げできないですよ、普通の遊漁船、プレジャーボートの人間は。船内でみんな解体して、解体料金取られて解体しているんですよね、現実。だから、もう釣ってすぐに測って報告してよという形にしないと。

○田中議長 なかなか400キロ測れる機械、結局、装置持っている遊漁船ないと思うんだよね。

○菅原委員 ない。

○田中議長 ということで、併せてやっていただきたいということで。

じゃ、次にいきたいと思いますが、次は6ページかな。採捕上限の設定時期等の見直しということで、これは先ほど森委員からも出ていましたけれども、その後の方の人も獲れるような配慮ということも含めて、それから、積み上がりが早過ぎるんで何とかしてほしいということもあるんだろうと思うんですけれども、この辺の見直しについてはどうですかね。

はい、どうぞ。

○桜井委員 これは私は提案ありまして、キャッチ・アンド・リリースとセットの議論だと思っています。

具体的に言うと、もちろんクロマグロ遊漁に暫定的に充てられる留保枠から何トン程度とかという量によるんですけれども、結局、毎年毎年漁期とか回遊が異なっていて、城崎さんからもあったとおり、月をまたいで、やっぱり2か月間とかで管理をすると影響が大きいの、もう1か月単位、12か月で全体量を割る。ただ、そうすると、1か月当たりの数量がやっぱりどうしてもすごく少なくなるので、これはマグロの遊漁に充てられる枠の総量にももちろんよると思うんですけれども、そうなったときに1か月の採捕数量が一定の、例えば半分だったり7割だったり——それは決め方だと思うんですけれども——に達した場合は採捕停止の指示を委員会指示で出して、キャッチ・アンド・リリースの釣りを委員会に指示すると。それで何らか報告が遅れてきたり違反等があって積み上がりが、あれって月別の採捕数量を超えとなれば採捕禁止指示を出して釣りを止めるというのが、

今現状の遊漁船の営業が長く続けられる釣りができるという意味では、提案ではあります。

ただ、これは論点がやっぱりいっぱいあって、キャッチ・アンド・リリース認められるかとか、あと、そもそもの全体数量、例えば120トンあって、毎月10トンずつあってキャッチ・アンド・リリースと併用すれば、恐らく年間を通じてできるよねみたいな議論もあると思うんですけども、それはちょっと一つの案です。

○田中議長 運用なんですけれども。

○柏瀬副議長 それに合わせてバググリミット数も、今1日1尾というのからもうちょっと小さくしてあげれば更にいいと。

○田中議長 いろんなチョイスがある。

○柏瀬副議長 そうそう、いろんなやり方が多分ある。

○田中議長 船で一晩みたいな。

○桜井委員 基本的には、管理の期間とバググリミットも合わせると運用はやりやすいのかなと思っていて、毎月、月別だったら月に1本というのが私はいいかないかなと思っています。

○田中議長 まあ、そういう。

はい、どうぞ。

○菅原委員 私も今の月単位というのはいいと思うんですね。

今回60トン枠に伸ばしてもらっていたら、月単位平均すると5トン。要は、少ない、それをオーバーしていた月というのが6、7月ぐらいだけの話なんで、先ほど、だから桜井さんがおっしゃったように、バググリミットを、これ1人のものを、その1か月単位の、ワンクール単位のもので1人1匹で、なおかつ船のバググリミットもう1船、今2匹のかな。それ……船ないのか。それを1船1匹若しくは2匹とかいう形に宣言しちゃえば、ある程度伸びていく。

なおかつ、さっき言った個人の報告義務だけでなく、漁船の、遊漁船の報告義務も併せてやって、二重チェックをしていくと大分変わっていくんじゃないのかなと。

○田中議長 ありがとうございます。

全くそのとおりなんですけれども、アウトサイダーがいるんで、勝手に獲っちゃう人たちをどうするかというのはね。

○柏瀬副議長 そういう問題は常に付きまといます。どんなルールを、合理的なルールを作ったとしても、じゃあ、それを守らない人たちはどうするかって議論もね。

○田中議長 なんで、それをやろうとすると、それをやろうという人たちの枠とアウトサ

イダーの枠を分ける。

○柏瀬副議長 だから、アウトサイダーが出てくる要因としては、やっぱり納得感のない制度だと、こんなの守ってられるかよっていうアウトサイダー出てくる。全て善人ではないですけども、例えば皆さんがある程度納得感のある制度であれば、逆に言うとアウトサイダーも出てきづらいと僕は思うんですよね。

○桜井委員 ごめんなさい、田中先生がおっしゃったアウトサイダーというのは、具体的に言うかどうか。何らか違反とか。

○田中議長 いやいや、そうじゃなくて、今のような運用を合意してやる人たちと、嫌だと言って初めからやらない人たちもいるわけじゃない。やらない人たちはもう勝手に獲っちゃうわけですよ。

○桜井委員 はい。それは、ただ、枠が100トンあっても500トンあっても、バググリミットがあってもなくても、何か余り。

○田中議長 そうそう、同じ議論なんですけれども。

○桜井委員 僕は、違う議論なのか。なので、どういう意図でおっしゃっているのか、ちょっと理解したいです。

○田中議長 例えば、制度として承認制度が仮にできたとして、承認の人たちの枠とそれ以外の枠って厳密に分けて管理すれば、承認の人たちの枠は確保できるじゃないですか、届出制か何かにして水産庁が積み上げれば。ただ、こっちの人たちは何とも。勝手に競争していたら3日で終わりになるかもしれないけれども、こっちの人たちは運用で長くできると。そういう意味でのアウトサイダー。管理に協力というかな、運用に、一緒にやらない人たちというか。

○桜井委員 ありがとうございます。

だから、今、柏瀬さんがおっしゃっていたアウトサイダーという意味と少し違う。

○田中議長 そう、多分違う。

○桜井委員 違いますよね。いや、だから、やっぱり確認してよかったなと思うんで。

○田中議長 そういうことなんです。そういうふうにできていれば長く、漁業で遊漁できる人たちができるわけですよ。そういう意味では大きな組織があった方がいい。どう分けるかという問題がまた次にあるけど。

はい、どうぞ。

○魚谷部長 正に、その話が最初議論になった組織化の話につながるんであって、例えば

漁業であれば、クロマグロに限らず、TACは来ましたと。そのTACの下でしっかりやっていくためにどうしようかというのを、団体なり何なりが、例えば、以前であれば資源管理計画、現状であれば資源管理協定というのを作って、その中で休漁日を決めるとか、枠がここまでいったらこうしようとか、決め事をやって、それで枠を守っていくという仕組みがあるんです。だからこそ、限られた枠でも秩序がある程度保たれて、それを守ります、という状況になっていると。

そういうことをやっている漁業者さんからすれば、遊漁者の人って、枠が例えば今月10トンですってなれば、もう我先に獲って終わるんでしょ、それは、組織化されてなけりやそうなるよね、そこをまずちゃんとやらないと、例えば枠増やすとかそういう議論にならないんじゃないんですか、という意味で、この、全国組織もないから、という意見が出てくるんだと思うんですよね。

そこは、制度でやれる部分というのは限界があるので、その制度の中で、じゃあ、その数量なり制度の枠組みの中で、どう上手くその枠を使っていくかというのを、自らルールを作ってしっかりやっていくという意味で、そういう組織化というのは一つのポイントになるんだと思います。

以上です。

○桜井委員 ありがとうございます。

○田中議長 ありがとうございます。

それぞれの問題がリンクしているんで、何か分けて議論するというのは難しいんですね。

それでは、ちょっと引き続き6ページ。これ、6ページ、今議論したの。

次は7、バググリミット。これもセットの話で今大分出たんで、ほかに申し上げたいってことがあれば。

○森委員 先ほど菅原さんが言っていた月1匹、月ごとにするなら月1匹っていうので私はよいと思います。

○柏瀬副議長 それと、バググリミットに関して言うと、正直なところ、僕、マグロ釣ったことないんで分からないんですけれども、例えば300キロのマグロを釣った人は、それが今法律上では要するに売買禁止になっているわけでしょう。どういうふうに処理しているのかなっていう。実際に市場に流通させることができれば、300キロのマグロを獲ってもどうしようもないですよ。

だから、そこはやっぱり漁業者の方も、僕が聞いている話だと、近い将来、一匹一匹の個体にＩＤが付いて、末端まで、スーパーで買ったら、このマグロはどここの誰々さんが釣ったっていうところまで分かるようになるという高度な管理されると聞いていますんで、そういうのとセットで、やっぱり不法なマグロが市場に流通しないように規制を強化すれば、正直なところ、獲ってもしようがないじゃないかみたいところで、バッグリミットの効果的が、更に有効化されるんじゃないかなという気がします。

○田中議長　ありがとうございました。

はい、どうぞ、桜井さん。

○桜井委員　あと、資料にあるんですが、多くの遊漁者、釣った魚、持ち帰りたいと考えている中というこの前提も、いろんな御意見いただきたいなと思って。現場に出ている私のやっぱり感覚としては、もちろんクロマグロ、食べておいしいですし、持ち帰りたいというのは、それは当然あります。

ただ一方で、やっぱり持ち帰るのも大型で大変ですし、ここの前提が大分現場の感覚とちょっと正直乖離がありまして、これはさっきの水川さんの議論でおっしゃる、恐らくこの７ページ目は、これは誰か言っていたものではなく、多分水産庁の皆さんが作られているんでしょうか、分かりませんが、恐らくこれはそう作られていると思います。

先日実施されたアンケート調査の資料に記載があるんですが、釣った魚を必ず持ち帰りたいというふうに、必ず持ち帰るというふうに回答している方って39%。４割ぐらいで、これは実際現場にいる感覚としてもかなり近いです。

ただ、そこはむしろ調査をしてほしくて、それはみんな食べたいし持ち帰りたいです。ただ実態、持ち帰っているのかというのは、アンケートのちょっと設問項目も変えていただいて、今、「必ず持ち帰る」の次が「ときどき持ち帰る」になっていて、「ときどき持ち帰る」は、日本語として読めば、これは持ち帰らないときの方が多いですから、「持ち帰らない」と「ときどき持ち帰る」であれば、必ず持ち帰っている人、持ち帰りたい人ってのは、アンケートでいったらむしろ少数派になるんですよ。

ただ、ここでは多くの遊漁者が釣った魚を持ち帰りたいたいというふうに考えているというふうな大前提が置かれているので、ここも全然悪くは言っていないので、前提として、ちょっと現場の理解を深めていただけると、議論に非常に有効な、大事なインプットになると思いますんで、意識いただきたい。

○田中議長　ありがとうございました。

バッグリミットの話からいろいろ発散しましたが、もう1個、キャッチ・アンド・リリースの話もさっきから再三出ているんで、大体今出尽くしているんじゃないかと思う。セットで考えてくれと、そういうことですよね。つまり、運用次第でそこそこできるはずなんだけれども。

○柏瀬副議長 だから、このキャッチ・アンド・リリースが、どういう解釈でやるか分かんないですけども、認められたとしたら、相当に釣り人の不満は解消されるんじゃないかなと。

バッグリミット、正に桜井さんおっしゃったように、バッグリミットの設定と一緒にやれば、僕なんかは、枠は多い少ないは議論は置いておいて、1年に1匹、僕は釣れていないんで一生に1匹ぐらいでも良いですけども、1年に1匹持ち帰ることが可能で、あとは全部キャッチ・アンド・リリースでとなったら、僕は非常に喜ばしい、僕個人的には喜ばしいと思っていますし、多くの釣り人、そう思われるんじゃないですかね。

ただ、やっぱり持ち帰りたいという人も当然いるということは、これは大事にしくちゃ僕はいけないと思っていますし、だから、釣り人は全てオールキャッチ・アンド・リリースというにはちょっと同意しかねるけれども、さっき言ったように、100キロ以上のマグロ、持って帰っても結構大変なんで、そんなにね、いや、俺は100キロのマグロを年間10本釣りたいんだという人はいないんじゃないかなと思いますけれども。

○田中議長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○桜井委員 意見いいですか。

○田中議長 はい。

○桜井委員 二つあるんですけども、一つは、これ、今日、漁業者の方々が参加されているので、キャッチ・アンド・リリースについての率直な意見、感想っていうのは是非お聞きしたいんです。

まず大前提、私、今回のクロマグロ遊漁に関与する中で、漁業法の逐条解説も読みましたし、浜の歴史というのを、これ相当一応勉強しました。その中で、一応遊漁者の代表、代表なのかはあれなんですけれども、遊漁者の立場として来ている中では、これは完全に個人的な意見として、漁業者と遊漁者が対等、フェアな管理だったり、あるいは遊漁者が漁業者と対等の扱いを受けるっていうのは、僕はこれ、個人的にかなり難しいと思っています。

そもそも海の資源でやっぱり、よく海の上では漁業者の方々、本職とかというふうに釣り船の船長とか呼んでいますけれども、その方々がそれこそ歴史においては血を流したりして築き上げてきたいろんな歴史がある中で、先ほどどなたか委員の方おっしゃっていましたけれども、しょせん遊びだろうというのは、感情的にそうじゃないよと思う気持ちがある一方で、やっぱり歴史をひもといていくと、全く対等に見るのっていうのは本当にちょっと難しいんじゃないかなと思っているんですね。

ただ一方で、やっぱり長く釣りをするというふうになったときに、例えばそういう歴史的な、これ、上下があるのはもう間違いない。やっぱりもう事実としてあるので、それでたくさん釣らせてほしい、ずっと釣りさせてほしいというのは、これも到底無理な話なので、むしろ漁業者の方から見ても、これ、私も、遊漁者のマグロの枠、たくさん増やしてほしいです、何百トンもらえるのであれば理想だけれども、むしろもう枠はなるべく増やさずに、キャッチ・アンド・リリースさせて釣りさせておけば漁業者の方々の枠を使わないので、そうなったときに、どの辺に抵抗感とか何か懸念があるかみたいなのはお聞きしたいんですね。

何百トンも獲ってキャッチ・アンド・リリースもしたいじゃなくて、むしろ枠の、もうどれかしか選べない今現状だと思うんで、試験的に徐々に届出制とか高度な管理をしていく中で、なるべく営業期間長くなるって意味では、漁業と遊漁の明確な定義の違いってのは、その行為そのものに金銭が発生したり、何らかの幸福的な価値が発生するかってのは明確な定義の違いだと思っているんで、その辺りは、もし御意見とかあったら、お聞きしたいなと思います。

○田中議長　ありがとうございます。

ちょっとそれは、もう時間も大分超過していますんで、次回ということで、よろしくお願いします。

○森委員　すみません、一ついいですか。

○田中議長　どうぞ。

○森委員　先ほど桜井さんが言っていた、例えば枠の8割を消化した時点でキープを禁止にして、キャッチ・アンド・リリースを続けさせるというようなことは可能でしょうか。私、すごくいい案だと思うんですけども。

○田中議長　これも多分すぐには答えられませんね。法律上のいろんな問題もあろうかと思うんです。例えば公平にやらなきゃいけないというのは行政の運用上とても大事なこ

なんで、それによって不公平が生じると良くない。

○城崎室長 公平性と、あとはやっぱり制度設計ですから、運用管理ができるかと。もちろん、その理念でこういうふうにする。もちろん1年に1匹でもいいですけども、それを管理する術もと考えておかないですね。1年に1匹にすれば、1匹釣った持ち帰りた人は、もうそこから先はクロマグロ遊漁はできなくなるわけですね。

○田中議長 キャッチ・アンド・リリースにする。

○城崎室長 持ち帰ることを念頭にした人は、1匹釣った時点で2回目はもうクロマグロ遊漁が出来ないということになるわけで、それで、それ以降が水面下に潜ってしまわないように、どういうふうにするかというところまで考えてやっぱり制度設計をしなくちゃいけないというのが制度設計する立場の義務だというふうに思っているんで、その両立を考えるとということで、私ども、そういう視点で業務をしております。

○森委員 潜ってしまわないようにというよりは、潜った人をどう取り締まるかという話ですか。

○城崎室長 もちろんそういうことです。そうしないと、どこかで不法流通になるかもしれないし、どこかで蓋開けた時に遊漁は相当釣っているぞという話になって、冒頭の話のように日本はどうなんだって話にもなりかねないということで、自由度を認めてあげたいというのは、それはありますけれども、その反射としてどういう作用があるかということも当然考えなくちゃいけないということだと思います。

○桜井委員 時間が、すみません、その中の二つあるうちのもう一つが、この死亡率についての話。これも持ち帰っていただいて大丈夫なんですけど、国際条約上、放流した魚というのは枠を消費するか否か。要は、今の定義、ルール上どうなっているかというのをちょっと明確にしておきたいと思っています。死亡率、大事だと思います。大事だと思うんですが、これ、漁業の方も、私、同等だと思っていて、その死亡率の議論することが、遊漁者だけでなくて漁業者の皆さんも含めて、日本にとってプラスになる印象が余りないんですね。というのも、だって、漁業者の方々も現に放流するわけじゃないですか。その死亡率を明確に突き詰めていったときに、これだけ死亡しているというのがむしろ根拠として出てくれば、じゃ、それって日本として、国際条約上、国際社会に対してどう扱っていくんですかってのは示さないといけないと思うので、放流すれば資源は、今のルール上、恐らくカウントされないというルールなので、何か死亡率の議論というのは、大切です、大切なんですけども、論点に余りならないんじゃないかなと個人的に思っているんで、

そこ、確認をしておきたいです。

○田中議長 漁業者と遊漁、双方にとって余り触りたくない案件かもしれません。

○桜井委員 これをそんなに重視する意図がよく分かってなくて、何かもう逃がしてオーケーだったら、実際に死んでいるかは分からない。

○田中議長 1点だけ、何か外国の研究紹介しますと、大体大型じゃないですか。

○桜井委員 はい。

○田中議長 大体、酸欠でデッドロック状態で上がってくるわけです。そのまま放流しても、ほぼ遊漁の場合は全滅なわけです。なんで、スキッパーがいて、その顎に何かこんなはさみで引っ掛けて曳航して、えらから酸素を入れて、自分で泳ぐまでずっと引っ張るんです。

○桜井委員 そうです。

○田中議長 そこまでやれば多分生き残るだろうけれども、やっていない場合には、遊漁の場合、その場で放流しても多分大体みんな死んでいるって言われちゃうんで。

○森委員 やったことあるんですけれども、やっぱりすごいですよ。個人的にやったことあって、すごく元気に泳ぎ出す。

○田中議長 でしょう。だから、あれ、人間も同じなんだけれども、意識はあるけれども体動かないというんで、最後死ぬんだ、溺れて。

○菅原委員 これはだから、小型魚だったら僕はできんのかなと思うんですよ。相手が200キロ、300キロの大型魚になってそれができるかといったら、まず疑問符の方が僕は大きい。あんなものにひっぱたかれたら骨折じゃ済まないですよ。

○田中議長 うん、確かにね。

いろいろ議論がありましたが、余り触りたくないなという。

ということで、それでは、次は9ページ。報告。

本人確認するかマグロの写真。これ、さっきありましたよね。写真なんか撮って報告させた方がいいんじゃないかって積極的な御意見もありました。

あとは本人確認。これ、虚偽報告があるんで。つまり、遊漁を、これ積み上がっちゃえばやめなきゃいけないんで、うその報告しているやつは意地悪するやつがいるので、いるかもしれないんで……ということで、これは偽報告か真実かどうかという特定しないと、遊漁者にとっては大分不利になるわけで、きっとね。だから、何かそういうのを。

○柏瀬副議長 最終的に、分からないですけれども、さらに高度なTAC管理とかという

ことになれば、個人をひもづけるか、船をひもづけるか分かんないですけども、こういう本人確認というハードルがあるんだろうなという気がしますけれども。例えばバググリミットも1日1尾じゃなくて月1尾とか年1尾ということであれば、やっぱりそれは個人をひもづけないと管理できないですから。

○田中議長　そういうことですね。

という意見があったということで。

ほか、水揚げ場所を報告すると、これはどうですか。

でも、大体分かるんで、報告はできるんじゃないかと思いますけれども。

○森委員　いいですか。

○田中議長　はい、どうぞ。

○森委員　昨年、やっぱり虚偽の報告、私の目にも入りました、LINEで。ここからの時期はJ何海域で報告入れてくださいみたいなのが回っているというのを見ましたけれども、やっぱりそれに対する罰則がないというのが一番の問題だと思うんで、この内容を、陸揚げ場所とかどうこうよりも、そういうことはしちゃいけないよって、最初書いてありましたよね、虚偽報告の禁止と。

○城崎室長　（1）の三つ目のチェックです。

○森委員　多分それがあれば今抑止にはなるのかなと。それで、直罰という形になれば抑止にはなるのかな。ただ、それがなくなるかどうか、分かんないですよ。

○城崎室長　委員会指示でやろうとしている限りは、直罰は難しいです

○森委員　そうです、はい。

○城崎室長　それで、そういう愉快犯的なものをSNSに掲載することはいわゆる業務妨害になるんじゃないか、そういう観点からもいろいろ議論はしてきましたけれども、なかなかそこはハードルが高いところはあると思うんですね。そういう中でも一つ、今おっしゃった牽制をするという意味も込めて、この虚偽報告自体の禁止ということは委員会指示には盛り込んでみてはどうかなと思っています。

○森委員　私は個人的にも遊漁船営んでいるんで、やっぱりこういうことをされて、例えば私、クロマグロの遊漁じゃないですけども、クロマグロの遊漁の船長たち、もう生活に直接的なダメージだと思うんで、やっぱりこれは塞がなきゃなって思います。

○城崎室長　そういうのもありますし、確定はしませんけれども、いろいろな虚偽報告の中には遊漁者がそれをやっているのもどうもありそうな感じがして、遊漁者が自分で虚偽

報告して、積み上げを早めようとする意図がよく分からない。うがった見方をすれば、漁業者が、遊漁者の枠を早く終わらせちゃおうということで遊漁の架空報告をするというのは、それも、たしかSNSでそのような意見が出てきましたけれども、それは確におかしいですけれども、理屈は通っているんですが、遊漁者自身が架空報告をする、あるいは虚偽の報告をして集計を混乱させちゃうっていうのが、そこは何のためするのかなという気はします。ただ、現状でそのような人が居るのであれば、それに対する対策というのは講じなくてはいけないし、そういう意味ではいろいろな、二重認証とか身分証明とか、ちゃんと裏が取れるような、追跡ができるような仕組みというのは併せて持つておく必要があると思っています。

○田中議長 あと、もう1点重要なのは、9ページだとプレジャーボート。これは多分皆さんとは別世界の人たちで、これについては船舶番号を報告する。今、遊漁船の場合は分かっちゃう、分かるんだけど、これは野放図に放置されているんで、これも登録化義務づけるとするのはどうかということについて、どうですかね。

○桜井委員 賛成です。

○田中議長 ですよ。

○桜井委員 ただ、1点あるのが、やっぱり飽くまで届出とか規制対象者は採捕者にするべきだと思っていまして、これは釣り人個人で。乗るのが遊漁船でもプレジャーでも、アンケート結果に出ていたとおり、最近だとやっぱり、一応陸、堤防からでもマグロが、微量ではあるんですが、釣れるというのは、何か飽くまで場所、釣り方の話であって、飽くまで個人。

今日、城崎室長がおっしゃっていた、違反の取締り実績が遊漁船が多い、疑義情報は遊漁船多いいってのも、実態、本当にどうなのかってのは結構私懐疑的に見ていまして。だって、プレジャーボートって、仲間内で釣りしていて操業していれば情報が出ないわけです。でも、遊漁船って業としてやっていますから、いつどこで、おおよそどんな釣りをしているかってのは、普通に一般の公の人たちから情報アクセスしやすいわけですね。となったら、やっぱり疑義情報ってどっちが集まりやすいのかなって考えると、それは一般論的に考えれば遊漁船だと思うんですね。

ただ、アンケート結果を見ていても、クロマグロ釣る人なんか、多くは遊漁船に乗っていますから、実際の実数ってのは恐らく遊漁船の方が多いかと思うんですけれども、じゃ、違反率とか、真の疑義情報というか、悪いことしている人の率ってのがどっちが高いかっ

てのは、実は今の違反実績では本当はフラットに見れないんじゃないかなと思っていて、そのためにはやっぱり、釣りしている全員に対してどの船で釣りをしているかという情報を明確に報告させる、これは大事だと。

○田中議長　という意見が出ました。

ほか、よろしいですか。

○菅原委員　いいです。

○田中議長　はい、どうぞ、菅原委員。

○菅原委員　僕自身は、許可をするんだったら、遊漁者もそうだけれども、やっぱり遊漁船業者もプレジャーボートも当然、同じような状態で許可を取ればダブルチェックが入るんですよ。両方から採捕実績が上がれば、当然ダブルでチェックできるでしょ。遊漁者も、漁業遊漁船業者も、プレジャーボートの人間も出さなきゃいけない。ほいでなおかつ、例えば許可制になっていて、プレジャーボートだって、クロマグロ遊漁ができますよって何かの登録票みたいなものがあれば、違法操業しているやつがいたら、今なんかみんな誰でも携帯持って沖行って、それ、だから、写真撮って報告しちゃいいんですよ。あとは即罰化すればいいだけの話じゃないのかなと思うんですけれどもね。そのためにはかなり枠組みを一生懸命組み上げていかなきゃいけないんだけれども。

○桜井委員　それ、すごく大事な議論だと思って。中長期的に見ると、その管理、実はあるのかなと思っていて。例えば、漁業者の方たちが大臣と都道府県管理に分かれているように、遊漁の管理を高度化するとなったときに、今、私、短期的には採捕者って言いましたけれども、やっぱり業として営業しているって実態を見ると、遊漁船業に対して届出制なり承認制を課すというのも、これ当然あると思っていて、田中先生がさっきおっしゃっていたアウトサイダーいる、いないって話も、採捕者個人の中で届出承認がされている人、されていない人ってよりかは、やっぱり業としてやっている人と一般個人というのを分けるのが本来的な実態に即していると思っていて、これは恐らく今年度の議論じゃなくて、中長期的な議論ではすごく大事な点。

○田中議長　そうなんです、はい。

という議論が出ました。

ほか、よろしいでしょうか。

大体こんなところですか。大体議論は出尽くしたように思います。

次は10、11。違反の抑止策、これもいろいろ今中に出た。

大体、ダブルチェックというのは大変なのは多分水産庁の方で、ばらばらに上がってきて報告をどう両方が一緒だって識別するかっていう、その……

○菅原委員 24時間制にして1日の報告、両方とも1日の報告だったら、上がってくるタイミングはそんなにタイムラグないはずだから。

○田中議長 そうですね。

○菅原委員 それはそんな毎日毎日の月や。

○田中議長 その代わり、忘れて報告しなかった遊漁船業者がいたときに、それ違反だから。

○菅原委員 即罰でいいんですよ、そういうのは。操業停止1か月ぐらいさせればいいんですよ。

○森委員 私、遊漁船をやっている身として、クロマグロ遊漁はやっていないんですけれども、例えばお客さんが釣り上げました、報告入れました。お客さんは報告していませんで、「何だよ、船長、黙っといてよ」って言われかねないと思います。ほんで、お客さんは離れちゃう。何かそういう心配もしたくないんで、やっぱり採捕者が報告だけでいいと思うんです。

二つから報告入れさせ、船長も責任となると何か。

○菅原委員 それはどうなの。僕思うけれども、それは悪の人間を認めてやっているだけの話であって。

○森委員 いや、まあ、そうですけれども。

○菅原委員 真っ当にやっているという人たちをやっぱり育てなきゃいけないんだから、どうなのと思うけれどもな。

○城崎室長 そこはやはり、確かに桜井さんがおっしゃったように、委員会指示は採捕する者に掛るものですね。もちろんクロスチェックをすると実効性が上がるかというのはあると思いますけれども、遊漁船業者は飽くまで遊漁船業者であって採捕者ではないので、この委員会指示で、遊漁船業者あるいはプレジャーボートの運転者・操縦者に義務を課すことがどこまで出来るかについては、まずそれは考えなくちゃいけないですね。善意でやってくれるのであれば、それは有り難いと思いますけれども、それを強制的に、それこそ採捕者の意に反して遊漁船業者が指摘をすれば多分お客さんは離れてしまうわけだし、その彼ら、お客さんを差し出すことにもなるわけですから、その辺は、そこまで遊漁船業者の方に義務を押し付けられるのかというのは、それはまた違った観点で議論しなくては

いけないところだとは思いますが。

○水川課長　今みなさんはすごく重い話をされていれ、船長、それは遊漁船業の船長であれプレジャーの人であれ、クロマグロの遊漁する人を乗せる船長に一体どこまでの責任と義務をかけるのか、場合によっては、それは罰則まで至る可能性があるものを、どこまで載せるのかというのはかなり重たい話で、多分、ここで10分話して答えが出るような、そんな簡単な話ではないと思います。今後の2回、3回あるいはその先……

○田中議長　もっとだな。

○水川課長　というような議論かもしれません。でも、皆さんがおっしゃっている問題提起というのは非常に正しいんだろーと思います。船長にどこまでの責務をどう掛けるべきなのかというのは、それはテークノートしながら、忘れちゃいけない論点として扱っていくということだと思います。

○田中議長　中島委員、どうぞ。

○中島委員　山口県、中島です。

最後に言おうと思っていたんだけど、委員会指示の対象は、届出を行うのは釣った本人。ただし、遊漁船業の場合は遊漁船業の適正化に関する法律ってのがありますよね。この中で登録の拒否要件なり取消要因の中に、漁業法、それから水産資源保護法、これらの法令や法令に基づく命令ということが書かれております。

なお、委員会指示だから、ストレートにこれには該当しないんですけども、ちゃんと指導しないとイケないとかというような業務規定にもなっていると思いますので、遊漁船業と、それから採捕者、今回の委員会指示による採捕者の指導と、それは別に考えて、遊適法の方で何かできないか。そういった改正が必要であれば改正して、遊適法の方で遊漁船業者を指導、それから取締りということもあれですけども、やっていくと。

今回の事例見ていると、多分この小型魚を採捕した5件なんてのは同じ船ですから、もうこの遊漁船業者の方も共同正犯ですよ。ですから、そういう指導徹底をやっていなかったというような形で、指導監視ができ、取締りができるような体制を水産庁の方で御検討いただいたらと思います。

以上です。

○田中議長　ありがとうございます。

何か摘発された人の中に、船長が、これは俺が全部釣ったって言い張った人がいる。

○森委員　お客さんを守った。

○田中議長　そういうこと。だから、違反する人はいるわけですよ。分かっているわけですね、その人は。

○城崎室長　今の御意見は先日の広調委でもあって、私からは、遊漁船業法に照らしてどのようなことができるか考えたいと思いますという話はしました。

一方で、遊漁船業法は釣り人・遊漁船の安全確保のためであって、資源管理というのが今、法目的には入っていない部分があってですね。若干オーバーラップさせる部分があって、今、委員がおっしゃったように、運航の前には、こうこうこういう規制がありますよと、ルールがありますよってことは遊漁船の利用者に知らせた上で営業し始めるという話をしているので、先ほどの違反事例でも、摘発した釣り人から、事前に船長からそういう事前の指導はありましたかということは聞いています。そうすると、たいてい船長は伝えたと言いますし、釣り人は聞いていないよって話にもなる。その辺の確認がきちんとできないと遊漁船業者に対するペナルティーは科させられませんし、もし伝えていないことが分かれば、都道府県知事が業務改善命令を掛けることになり、その結果が県のホームページで公表することになっております。一般の方、釣り人が見て、この遊漁船はこういう素性なんだということが分かって、その結果、遊漁船の業界から排除されることが期待されます。それが今回の遊漁船業の改正なので、そのように運用していくと同時に、今おっしゃった資源管理にどこまで遊漁船船長が関わるることができるのかということは考えたいと思います。

一方で、遊漁船船長にはそのような網を掛けることができたとしても、プレジャーボートがそれは何も掛からないわけで、船長同士で扱いが違うという話にもなると、そこはバランスが悪くなりますので、そういうことで、先ほど来申し上げている制度設計の難しさがあるということで、これから検討の、進めていきたいと思います。

○桜井委員　ただ、そのバランス悪くなるころはそのとおりだと思う一方で、実は今年もそうですし、昨年から船長たちから寄せられる相談の一つに、要は、今日、柏瀬さん冒頭おっしゃっていた正直者ばかりを見る話、全く一緒に、船長自らが違反を要は促進していると。それはなぜかって言ったら、船長には経済的な動機があるんですよね。

今日の議論って、採捕者個人に対しての議論していると、釣ったマグロ持ち帰りたい、食べたいというのがいろんな無報告だったり違反の動機の源泉になるわけですが、遊漁船の船長からすると、ルールを守らないことが要は売上げにつながる。ルールを守っている船長からすると、じゃ、採捕禁止期間中、船出せない。あるいは、採捕禁止期間じ

やない時期にも、30キロ未満のマグロを持ち帰らせるか持ち帰らせないかという船長が判断のときに、ある船長はルールをすごく守る。でも一方で、隣でやっている船長は、もうどうぞ自由にやれと、うちの船は自由に持ち帰ってもいいし、30キロ未満だってこっそり持ち帰っちゃえよってやれば、これ、お客さん、やっぱり来るのは実態としてあるんですね。

疑義情報が遊漁船業にかたるのって正に、僕、ここが原因だと思っていて、自分は真面目に遊漁船業をやっているのに、船長はルールを守らない。でも、ルールを守らないからこそ来るお客さんがいるのも、これ、一定やっぱり理由があって、これはもう遊漁船船長からしたら、そっちの方がもうかる、売上げになる。採捕禁止期間中もキャッチ・アンド・リリースすれば違反じゃないんだから営業して、うちはマグロのタックル載せて船出すよってなれば、これ、売上げ立つわけですよ。これをやっぱりやめさせるのって相当、彼らの生活があるから、難しいと思うんです。

そうなると、やっぱりプレジャーとの大きな違いってのは、遊漁船船長、それが違反も要は承知で、そのリスクを取ることによって実際に売上げが立つわけですから、これは明らかにビジネスモデルが異なっていて、そこの課される義務に、何かプレジャーと遊漁船の公平性はどこまで必要かってのはすごく大事な論点だと思うんで、お金になるから違反がされるというのも実は実態としては、もちろん全体としては少ないと思いますけれども、あるので、これはちょっと報告しておきたいなと思います。

○田中議長 多分その点は漁業も一緒だと思います。しかも見つからないのは集団でやるから、地域ぐるみでやるんで、誰も報告しないんですよ。

じゃ、この点はそういうことで、あと、最後になりますけれども、12、13ページ。どうぞ。

○柏瀬副議長 いいですか、12ページで。一応ここに令和7年度というのと、もう来年の4月1日からということです。広調委に届出制を導入してはどうかということですけれども。一応、その次のページを見ると、ロードマップで令和12年、違うか、令和9年にもうTACに移行……

○城崎室長 いえ、違います。TACは一番右ですね。漁業と一貫性のある管理の実績ということが今の目標ですね、TACの目標ですね。

○柏瀬副議長 なるほど。

○城崎室長 これで言いますと、13ページでいいですよ、今令和7年で、青の矢印の手前

ですね。令 8 のところに管理の高度化、赤字で書いているところに届出制の導入ということで、ちょっと幅がありますけれども、7 年度中から一番遅いのが 9 年度に入ったぐらいに届出制の導入等の検討というふうに書いてあるというのが、この 3 月にこの紙を作ったときのイメージです。

○柏瀬副議長 なるほど。いや、もう来年 4 月 1 から、あと 3 か月ぐらいしかない中で、今日議論した中でも相当いろいろな問題点とかハードルが見えてきた中で、いきなり 4 月 1 日からはなかなかちょっと大変なのかなというふうに僕思ったんで。分かりました、ロードマップは理解しました。

○田中議長 ということで、7 年度中ぐらいに実行できればいいかなという。

○桜井委員 7 年度中に実行とはどういう……

○田中議長 導入するという意味。

○桜井委員 導入というのは、いつから届出制が始まるとか。

○田中議長 届出制が始まる。

○桜井委員 始まるというのは、その管理期間中からということですか。

○田中議長 そういうことでしょう。

○菅原委員 いやいや、管理期間中というか、多分、基本的なイメージはあれなんじゃないの。その 7 年度に、話をずっとしていって例えば 8 年度から枠組みのところから始めましょうよという話でしょう。

○城崎室長 そこはやり方はいろいろあります。例えば、この 4 月の段階でもう届出制でいくんだとした上で、もちろん周知や準備の期間が要るでしょうから、実際の受付はもう少し時期を置いてとか、それを期中から始めるのか、それとも区切りがいいところで、来年の 1 月 1 とか 4 月 1 日とかにするのか、そこはやり方はいろいろあると思うんです。いずれにせよ、クロマグロ遊漁の全体像が分からないと対策が取れないよねという話になってくるので、全体像が早く把握できるにこしたことはないと思うんですけれども、そうは言ってもうまく進んでいかなくちゃいけないわけです。どれだけの方がくろまぐろ遊漁する者がいて、船がいるのか分からない中で、情報が末端までいかない中で実施しても一部しか集まらないでしょうし、ですから周知期間も合わせてどれぐらいのタームでやっていくのがいいのかというのは御議論いただきたいと思います。なかなか少ない時間では難しいかもしれません。

○桜井委員 なので、イメージとして合っているかの確認ですけれども、令和 7 年度中に

届出をしてもらって、令和8年からその届出でもって、次の令和8年管理年の4月1日から始めるというイメージですか。

○城崎室長 そういうのも選択肢としてはあると思います。

○桜井委員 これを見ていると、4月1日から届出をして、もう釣りをするようにも。

○城崎室長 そういうのもあるかもしれません。

○桜井委員 ありますよね。

○城崎室長 あると思います。でも、そうすると、なかなか周知がどうなのかという話。あと3月しかないわけですから。

それが、私も広調委の議論のときも、まずは2月中に委員会指示の中身を詰めるのが最優先ですと。それに加えて、キャッチ・アンド・リリースや届出制については、年度をまたぐかもしれないけれども、そこは中長期的なものとして議論すべきだということもご説明しました。

もちろん今年の4月1日からやるということも排除するわけじゃありませんけれども、その準備が、業界も含めて準備が追いつくかということはあるんだと思います。

○水川課長 そこは別に水産庁として、こうしてやった方がいいというのを言っているわけではなくて、正に御議論していただきたいところです。現実問題、7年の4月1日から無理じゃないかというのは、何となく今、そういう空気はありましたけれども、8年度の4月1日からにするか、それとも7年度の8月以降やる人に対して、その前までに届出をしてもらうかとか、いろいろなバリエーションがあると思うんですよ。そのバリエーションの中でどれが最適かというのは、別に我々は今、決め打ちで提示している立場ではないので、御議論いただければと思います。

○桜井委員 水川さん、ちなみに漁業者の方たちも同じプロセスをたどってきていると思うんですけども。

○水川課長 沿岸くろまぐろ漁業の場合は、2か月ぐらいの周知期間を経て、届出制というのは入れましたね。

○桜井委員 届出受付期間でいうと、どんな感じなんですか。

○水川課長 受付期間……

○桜井委員 というのは、次回に頂けると。

○水川課長 ええ、分かりました。沿岸くろまぐろ漁業の場合は、広調委指示で届出制をやろうということを決めて、いきなり届出をさせたということではなく、2か月ぐらいの

期間、周知期間を置いた上で、届出制という制度がスタートしたという理解だと思います。その正確な数字は次回にお示しします。

○桜井委員　そうですね、スケジュールがあると参考になる。

○柏瀬副議長　いいですか。取りあえず、この会合では、届出制をどうするとか、TACの具体的な形をどうするかというのは、まださっきいったように中長期的な話で、急いでやらなくちゃならないというのは、来年4月1日からの委員会指示をどういうふうにいじることかということじゃないですか。

我々、いろいろな要望とかアイデアを出したんですけれども、テクニカルな部分で広調委でできることとできないことがあるじゃないですか。

それは次回ちょっと整理してお示しいただく。例えば、あとは技術的な部分もあるのか。例えば、1日1尾のバッグリミットを、1か月1匹にするのというのは、広調委のやり方としてはできなくはないけれども、実際に実務的な部分で無理だとか厳しいとか。例えばキャッチ・アンド・リリースのことに關しては、もう委員会指示では難しくて、もうちょっと漁業法の方の整理が必要だよとか、そういうできることとできないことを今日の議論の中で出たことを次回お示しいただくと、すごくうれしいかなと思います。

○田中議長　よろしいですか。差し当たって届出制ができたからといって、やっている人とやっていない人を分けてTACはという話はまだ先の話になっちゃうわけで、公平性の観点からみんなに周知して、届け出ないやつはけしからんと言えないから。

○柏瀬副議長　もしかしたら、結局遊漁者を規制——規制するという言い方は僕は余りうれしくないけれども、規制するには今のところ広調委という方法しかないじゃないですか。

もしかしたらですよ、分からないですけれども、今日出したいろいろなアイデアで、広調委でバッグリミットが1年に1匹で、キャッチ・アンド・リリースがオーケーで、留保枠はあれで、ある程度、資源量に対するインパクトはある程度コントロールできるよとなったときには、あえて届出制とかTAC制に移行しなくてもいいんじゃないかという議論も考えられるのかなと。だって、それでうまくいく、委員会指示というレベルの規制でうまくいくのであれば、分からないですよ、それはどう考えるか分からないですけれども、僕は個人的に、基本的に人は自由であるべきというスタンスがあるんで、何も、いろいろ社会はややこしいですけれども、なるべく規制は緩い方がいいと僕は考えているんです、それで済むのであれば。済むのであればですよ。

だから、もしかしたら、広調委の指示の中でうまく皆さんが回っていくんであって、そ

の資源量の担保ということも確保できるのであれば、それはそれでいいのかなというふうに僕は個人的に思うんですけども。

○田中議長　ありがとうございます。最初の議論に戻っちゃうかもしれないんですけども、そもそも論として全体像が分からないというのがあって、なので、届出をして実態をまずは把握したいというのがあるのかなとは思いますが。

○桜井委員　長くなっちゃうので1点だけなんですけれども、全体像が分からないというのも、私、本当に実はそれがよく分からなくて、この会議は基本的に遊漁者の現状の評価もきちんとアウトプットとして残して、今後振り返るようにしたいんですね。全体像が分からない、違反とか未報告がもしかして横行しているかもしれない、そう仮に評価したのであれば、いろいろなそのルールをこれから作っていったときに、それが有効だったかどうかのチェックが要はできないと思っていて、全体像が分からないというのも、これだけもう届出をして、どの海域でどれぐらい量が釣れているかが私の認識だと、全体像はまぐろ遊漁の全体像はもう把握できていると。例えば私、桜井は評価するんです。

でも、今日参加している皆さんそれぞれで、全体像の評価と一言に言っても、何をどう明確にしたら全体像が把握できているかというのは、届出制にして、一個人個人特定するのが全体像なのかというのも、その日本語の中にいろいろな解釈が多分含まれていて、それをなるべく具体化いただきたいんです。

それで、最後1点、お伝えというか、言いたかったのは、実は私は今仮説では、意外に規制はうまくいっているんじゃないかと思っているんですね。というのも、今日さんざん議論が出てきたように、罰則もない、ほぼない。実際にルールを違反しやすいというか、できるような状態にあるにもかかわらず、組織的な、例えば密猟のような犯罪だとか、トラブルだとかというのは現状今、日本でも5年目ですか、ほとんど個人の裁量に任せて届出制で自主的な、要は規制を守ってくださいねという運用にもかかわらず、大きなトラブルが起きていないというのは、実は規制はうまくいっているんじゃないかというふうにも取れると思っています。もちろん行政としては、性悪説に基づいて、違反とか犯罪行為が出ないようにというのは分かるんですけども、今やってきた5年間はどう評価できるかというのは、この専門部会で取り上げたいし、皆さんの認識はちょっと今後お聞きしていきたいなと。

○田中議長　全体像というのは多分、全体で何トン、実際には本当に獲っているかは。水揚げしている量はどれぐらい、本当はあるのか。多分何隻の船が操業して、多分なかなか

私、会長なんで罰則の経緯を報告、言えないんだけども、何かそれを見ると氷山の一角だのと、捕まっているのはと——これはちょっとオフレコで——そういう印象はやっぱりあります。

だから、この会議で言える部分と言えない部分がどうしてもあるんですよ。

○菅原委員 全体像って出ないでしょう。

○田中議長 正確には出ない。

○菅原委員 出ないというか、現実問題、先日のTACの意見交換会の中でいったって、誰が大中まきの2,000トンを決めたんだというような話まで出ているじゃないですか。それがずっと分からない、分からない、分からないという状態でやってきているわけだから、これ遊漁の中の全体像、一体何ぼ獲っているのか把握しているのといったって、過去の話なんか誰も報告しているわけじゃないから出るわけがない。やっぱりある程度、僕もできれば釣り人のために、僕は釣り人のために、変な話、いろいろな規制がかかってもいいから、エンドレスで、とにかくなくならないでこの遊漁ができるようにしたいんですよ。もう今この広調委の中で、もう遊漁は禁止ねと言われるのが一番嫌な話なんです。そのために何をしたいかという、やっぱり一方、どうしても水産基本法の中では漁業者を守るような形の法律になっているわけであって、第一次産業を。そうすると、プライオリティ的にいっても、どうしても遊漁者というのはその後にやってくるわけですよ。だから同じ海を使っていく人間として、お互いに理解しながら、分かち合いながらやればそれが一番最高のことで、だとしたら、ただひたすらやらせろ、やらせろだけ言ったってしょうがないから、現状、漁師さんたちもこういうような規制をかけられて、こんな感じになっているという形のものを全部理解していった上で、やっぱり遊漁の話をしていかないと、なかなか先に進まないと思うんですよ。進まないし、好き勝手なことをただ言っていて、じゃ、これ広調委で認めてくださいよといったって、認めてもらえるはずがない。もっと建設的に考えていかないといけないんじゃないのかなと思いますよ。

○田中議長 ありがとうございます。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 すみません、総括的な議論になっている中で、また蒸し返して申し訳ないんだけど、11ページは議論されましたか。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 それで2番目なんですけれども、委員会指示の有効期間の設定の在り方を検

討すべきではないか、これは私も長くすべきだろうと思います。1年で裏付け命令がなくなっちゃうというのは、やっぱりちょっと抑止力としては弱いのかなと。

ただ、勉強不足で申し訳ないんですが、仮に長くしたときに、今まだ過渡期ですから委員会指示の内容はどんどん変わっていくわけですよね。それが委員会指示の改正という形でできるのかどうなのか。そこの御検討をちょっと水産庁の方をお願いしたいなというのが1点。

それと、これとは関係ありませんけれども、前回の広調委でしたか、立入検査の権限がないんだと、遊漁船に乗っている人のクーラーボックスを開けろというのができないというお話でしたけれども、例えば委員会指示の中にその辺を入れ込むとか、何らかの対策がないと、最終的な指導、取締り、こういったこともできないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○城崎室長　ありがとうございます。

まず、有効期間の設定については、御指摘のとおり、例えば2年間にしたときに、枠の管理が、また次年度にどうなるかが分からないので、その連続性をどういうふうにするかというのはもちろん課題としてあると認識をしておりますので、それも含めて検討することになると考えています。

それと、立入検査について、私もこれは広調委の間でもお話をしましたけれども、広域漁業調整委員会指示、現状では漁業関係法令以外のものであると整理しており、地元のルールのようなものでありますので、漁業監督公務員なりが委員会指示違反で取り扱うというのは、なかなかその制度上難しいという現状がございます。

そういう中で、広調委の委員会指示をどのように守らせていくのかということは、違反についての説明の中で「都道府県等と連携協力して」と書きましたけれども、そこは制度を変えるのはなかなか難しいという中で、実務的にどういう連携ができるのかというところで考えていくことになるんだと思います。委員会指示の中に、そういう強制力を持ったことまで盛り込むというのは、なかなか現状では難しいと考えております。

○田中議長　これはちゃんと説明すると長くなるので別の機会にやってもらえればと思います。技術的には簡単ではないという。地方のと広調委と命令体系が違うというか、法律が違うので。ということで、それと、2年ぐらい、2年以上というのは、できる可能性というのはあるんでしょうか。

○城崎室長　今、沿岸くろまぐろ漁業の方は、2年間の委員会指示をやっているので、そ

の辺のほかの事例も参考にしながら、これから検討してみたいとか考えております。

○田中議長 年度をまたげるんだったら3年もできるんです。

○城崎室長 理屈……、3年ということは頭に入れたことはなかったんですけども、2年が出るのであればという話にはなるかもしれません。

○水川課長 前例との関係もありますし、広調委指示というもののそもそもの性格があります。どちらかという、機動的に対応していくものなのか、随時的に対応していくというのを基本的には念頭に置いた仕組みなんですね、広調委指示というのは。そういう意味では、ずっと思い切り長い期間で適用させるというのは、広調委指示という仕組みからすると違和感があるのは事実です。

でも、一方で2年というのは前例もはっきりあって、くろまぐろの沿岸漁業とかは実際そうしているんですね。2年というのは、少なくともできると思います。その辺、皆さんの御判断なり御議論によるんだと思いますけれども、今みたいに1年で、要はイエローカードがチャラになっちゃうねみたいなのは、せめてそこは何とかした方がいいんじゃないのということで皆さんのコンセンサスを頂けるのであれば、少なくとも2年とかというのは選択肢として入ってくるとはと思います。

○柏瀬副議長 もうそろそろ議論は終わりですかね。

○田中議長 1時間近くオーバー。

○柏瀬副議長 オーバーしている。まだ全然いけるのかと思って。

いやいや、最後にこれだけはちょっと言っておきたいんですけども、多分この会議は議事録も残りますし、傍聴されている方もいらっしゃると思います。

よく僕言われるのは、おまえは水産庁の味方かと言われるわけですよ。要するに、分かりますぐ言えば、極端な欧米のライセンス制度を導入すればいいじゃないかというようなことを言う方もいらっしゃる。それができるのであれば、要するにゼロベースで遊漁の管理の設計をできるのであればできるけれども、要するに今ある漁業法ですとか、そういう立てつけの中でやっていかなくちゃいけないんです。だから、悪いことしたやつは厳罰にして死刑にすりゃいいじゃないかという言う方もいるけれども、さっきもちょっと話しましたけれども、遊漁を規制することがテクニカル的にできるのは調整規則しかないわけですよ。何となく調整規則でやるともやもやした感じになっちゃうんですけども。でも、そのテクニカル的な部分を乗り越えて新たな遊漁の仕組みを、我々も努力してやっているし、僕なんかも、もっと強く言えよとか、違反したやつはこんなの取り締まれば簡単な話

じゃないかという人もいるけれども、それができれば世話なくて、今できる技術的な、法的な範囲で一生懸命議論を我々しているんで、もうそれは理解していただきたいなと。

○田中議長 簡単に言うと、漁業者は漁業法で管理できるけれども、遊漁法みたいなものはないから、勝手に罰したらリンチになっちゃう、だからできない。簡単に言うとそういうことなんです。

○森委員 逆に言えば、そういうものが要だということですよ。

○田中議長 ということ、この委員会として意見を出してもらえれば。

○柏瀬副議長 そういうことも、やっぱり今後、くろまぐろだけでなくほかの魚種に関しても、さっきの表のロードマップにあったように、くろまぐろ、くろまぐろ以外とあるわけですよ。だからほかの魚種に関しても、くろまぐろと同じような議論が出てくる可能性は大いにあって、だから、今度この遊漁の資源管理ということに関して、大阪のフィッシングショーの1月31日に我々に日釣振で、みんなでもう一度そこら辺は考えようよというシンポジウムをやることになっているんですよ。やっぱり我々遊漁サイドも温度差がすごくあるわけですよ。要するにライセンス導入すればいいという人もいるし、いや、釣りはそもそも規制されるべきものじゃないという人もいて、温度差があって考え方は一つじゃないんで、そこら辺の議論もやっぱりおっしゃるとおり、みんなで議論していかなきゃいけないと思います。

○田中議長 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

もう最後のその他の議論に入った感じなんですけれども。これはいろいろ意見が出ましたけれども、最初の方から、後ろの方の議論と関連して包括的な議論が行われてしまっているんで、議事録の方を適宜うまくまとめていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。大分時間も超過してしまいましたが。

○桜井委員 事務的な確認なんですけれども、この議事録は書き起こしですか、それとも要約なんですか。

○菅原委員 書き起こしのはず。

○城崎室長 書き起こしです。逐語です。

○田中議長 基本的に言ったのがそのまま。

○桜井委員 はい、その理解をしていたので。

○森委員 だから余りなまりを入れない方がいいよ、なまった状態で……

○田中議長 ほか、では最後、議題（3）その他ですけれども、何かございますでしょう

か。

○森委員 質問いいですか。冒頭で出ていた遊漁の来年度の枠が60というのは、もう確定なんですか。

○魚谷部長 そうです。

○森委員 60トン。

○魚谷部長 はい。

○柏瀬副議長 昨日決まったんです。

○城崎室長 厳密に言うと、まだ確定したものではありません。

○柏瀬副議長 でも、ある程度、水産庁の留保枠の中からあてがうということですから、例えば少なくなる可能性もあるし、逆にやや……数は変わらないけれども。

○森委員 遊漁の枠というのは、まだ創設されないと。留保枠の中からやると。

○城崎室長 遊漁の枠は、この資料にも書いてありますけれども、やはり漁業と一緒にのような管理体系になっていないということで、枠は時期尚早だろうということは、くろまぐろ部会でも言われております。そこは、いわゆる権利と義務の関係があって、義務が追いついていないと。しかしながら権利については、数量のことですが、これだけクロマグロ遊漁が行われている部分については配慮しなくちゃいけないんだろうということで、大型魚1.5倍になったことと平行で、それ以外の考慮されていないということで数量は決まったというふうに理解しています。

○森委員 日本の増枠の、全体的な増額の量からしたら非常に少ないなという私の個人的な感想ではあります。60トン。

○桜井委員 しかし、当初の40トンもそうですし、小型魚の採捕一律禁止も、当初の前提がどういう科学的根拠があるかというのを明確にしていただかないと、単純に1.5倍で倍数で、同率で80トンに仮になっていても、2倍じゃんって言われても、それは本当に公平公正なのかという議論があると、やっぱり明確な根拠も示していただかないと難しいかなと思います。

○森委員 数百億の産業なので、もう少し考えていただきたいなと思います。

○田中議長 そういう御意見があったということで。よろしいですか。

それでは一応、主要な議題はここで終わりにさせていただいて、今後のスケジュールについて。

○城崎室長 資料3をお手元に御用意ください、1枚紙でございます。資料3、今後の進

め方でございます。一番上、本日12月12日に第1回目の各広調委の遊漁専門部会を順次開催をして、今、合同会議を開催したという状況です。それで、年が明けまして1月に第2回目の合同会議、そして2月中旬には第3回目の合同会議ということを予定しております、特に2月の中旬では議題の②にありますように、委員会指示案を決めて、黄色で囲っておりますが、2月の下旬から3月頃にまた調整されることになる春の広調委にかけて来年の4月1日からのシーズンに備えると、そういう状況でございます。

そしてこの4月以降については、まだこれからいろいろな議論がありますけれども、これについてはまた追って調整したいと思っております。

それで当座、来年年明けの1月の黒丸で書いておりますが、これについては今ちょっとまた皆さんの御都合も聞き始めておりますけれども、日程調整を今日以降、また進めさせてもらいたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中議長 日程等、御質問でございますでしょうか。よろしいですか。その折には、御協力をお願いいたします。

それでは以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

また、議事録署名人として指名させていただきました中島委員、桜井委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、署名方よろしくお願いいたします。なお、議事録につきましては、後日水産庁のホームページで公表させていただきます。

それでは以上をもちまして、本日の合同会議を閉会させていただきます。御協力どうもありがとうございました。

午後3時59分 閉会